RIETI Discussion Paper Series 24-J-003

デジタル経済連携協定（DEPA）の意義に関する一考察
―デジタル貿易の多角的ルール形成に与える影響を中心にして―

渡辺 翔太
野村総合研究所

RIETI
Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA
独立行政法人経済産業研究所
https://www.rieti.go.jp/jp/

RIETI Discussion Paper Series 24-J-003
2024 年 1 月

デジタル経済連携協定（DEPA）の意義に関する一考察
―デジタル貿易の多角的ルール形成に与える影響を中心にして―[1]

渡辺翔太（野村総合研究所）

要　　旨

DEPA は、デジタル貿易に特化した初の通商協定である。その創設国はすべて（CP）TPP 加盟国でもあるが、TPP で高水準なルール形成を達成した後、なぜ DEPA を創設したのか。創設国の意図を分析した結果、DEPA 創設は WTO や TPP の補完を目的とし、デジタル経済の重要な要素について相互運用性や協力を確保し、ビジネス上の障害を取り除くことにある点が明らかになった。

DEPA はデジタル経済に必要な要素を既存協定よりも網羅的に示す点で、意義を有する。ただし、その多くは通商以外のフォーラムで取組みが進んでいる。この重畳的なルール形成の原因として、デジタル政策と通商政策の人的交流の無さをあげ得るかもしれない。相互運用性確保によるビジネスの障壁除去を目指す点で、DEPA と日本の方向性は一致するが、こうした取り組みは既に進んでいるため、日本があえて DEPA に加盟する意義は乏しいとも思える。しかし、韓国は DEPA が多角的ルールに発展する期待があるとし、グローバルなルール形成をリードするとして加盟を表明した。中国も同様の意図を持っている可能性がある。その政治的な意義やルール形成の経路を考えると、日本が DEPA に加盟するというのも有力な選択肢の 1 つであるといえる。

キーワード：デジタル貿易、デジタル協定、デジタル経済、DEPA、TPP
JEL classification: F15、F53、F55、F68

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

[1]本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「現代国際通商・投資システムの総合的研究（第 VI 期）」の成果の一部である。
本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものである。検討会参加者からの有益なコメントに感謝したい。

１．はじめに
２．DEPA の概要と狙い
３．DEPA の意義に関する先行研究
４．DEPA に関する評価：AI とデジタルアイデンティティを例に
５．おわりに
参考：DEPA の主要条文

１．はじめに

DEPA は環太平洋パートナーシップ協定（CPTPP）の加盟国でもある、シンガポール、チリ、ニュージーランドの 3 か国が 2019 年に交渉を開始し、20 年に妥結した。この 3 か国は、CPTPP の原型となった P 4 協定（環太平洋戦略的経済連携協定）加盟の 4 か国（シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ）とも重なっている。

その後、DEPA は多くの加盟申請を引き付けており、既に韓国、中国、カナダ、コスタリカ、ペルーが加盟申請を行っている。このうち、韓国とは 2023 年 6 月に実質的に加盟交渉が妥結している。

図表 1　DEPA に関連する主な出来事[2]

時期	出来事
2019 年 5 月	シンガポールの呼びかけにより[3]、チリで開催された APEC 貿易大臣会合に際し、チリとニュージーランドとの間で DEPA の交渉が始まる
2020 年 6 月	DEPA 交渉妥結（加盟国：シンガポール、ニュージーランド、チリ）
2021 年 9 月	韓国が DEPA 加盟を申請
2021 年 10 月	韓国について加盟作業部会（AWG）が設置
2021 年 11 月	中国が DEPA 加盟を申請
2022 年 5 月	APEC において、シンガポールがタイに対し DEPA 加盟を呼びかけ
	カナダが DEPA 加盟を申請
2022 年 8 月	中国、カナダについて AWG が設置
2022 年 12 月	コスタリカが加盟を申請
2023 年 5 月	ペルーが DEPA 加盟を申請
2023 年 6 月	韓国の DEPA 加盟交渉が実質的に妥結

[2] 各種報道等から筆者作成

[3] Ministry of Trade and Industry " SINGAPORE LEADS THE WAY IN NEW DIGITAL ECONOMY PARTNERSHIP AGREEMENT WITH CHILE AND NEW ZEALAND", https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Microsites/DEAs/Digital-Economy-Partnership-Agreement/Press-release-on-the-start-of-DEPA-negotiations--May-2019.pdf

2023 年 10 月	コスタリカについて AWG が設置

DEPA の加盟については、次のように定められている[4]。まず、加盟を欲する国は、非公式に DEPA の加盟国及び署名国に対して働きかけを行うことが奨励され、正式な通達を経て、加盟作業部会（AWG）が設置される。これは国ごとまたは統合的に設置することが可能であるが、上述の通り現在のところは国ごとに AWG が設置されている。AWG は交渉終了後，報告書を提出することとされている。

加盟に関する AWG での審査について、AWG においては、加盟希望エコノミーは現在までの努力を証明し、特にベンチマークを満たすために、国内法令に追加的な変更を加える必要がある場合には、その旨を明らかにすることとされている。

ベンチマークとして、①DEPA に含まれるすべての現行規定を遵守する手段を実証すること、②一部またはすべての DEPA 締約国との協力およびプロジェクトに着手することを約束する、が義務づけられる。そして、これらの協力およびプロジェクトは、デジタル時代の企業間連携を促進する、またはデジタル領域に内在する新たな問題に対処する、商業的に意味のある成果をもたらすものである必要があり、ケースごとに希望する締約国と相互に決定される。

なお、加盟交渉が実質的に妥結した韓国についても、AWG の報告書は未公表であるため、現時点で上記の AWG における審査過程が具体的にどのように進行したかを分析することは困難である。

多くの加盟国を引き付けている DEPA であるが、妥結から本稿までは 3 年以上の月日が流れているものの、その評価が固まっているとは言い難い。我が国においては、主にデータ流通関連の条項に着目し、DEPA は CPTPP 等の水準に比べて劣ったルールであり、それ故あまり価値がない、という言説も聞こえてくるところである。後掲の通り、DEPA のデータ関連条項はかなり特殊な規定となっており、そもそも国際法上の義務として規定されていない点や、紛争解決手続の対象から除外されている点で水準が劣後することは事実であろう。

他方、海外の学説では DEPA を CPTPP より先進的なデジタル貿易ルール形成の取り組みと積極的に評価するものが多い（後掲３．を参照）。ただし、DEPA それ自体にフォーカスした先行研究は限られ、デジタル貿易を規律する様々な FTA/EPA 等を扱う論稿の中で、部分的に扱われているにすぎない。DEPA を単独で網羅的に検討した研究は管見の限り見られない。

以上のように DEPA を巡る評価は分かれているが、その分断は、特定の条項に着目して

[4] “Digital Economy Partnership Agreement (DEPA) Accession Process”, https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Microsites/DEAs/Digital-Economy-Partnership-Agreement/DEPA-Accession-Process.pdf

その意義を検討するものか、又は概括的・総論的に評価を下し個々の条項の内容には着目していないものであるといえよう。

すなわち、まず分析すべきは、そもそも DEPA は何を目的に形成され、それがどのような中身を持つのか、重要と思われる具体的な規定内容をなるべく網羅的、総体的に評価すべきであると考えられる。

特に、DEPA を形成したのはシンガポール、ニュージーランド、チリという CPTPP 加盟国であり、CPTPP で高水準なデジタルルールの形成が成ったにもかかわらず、これら諸国がなぜ DEPA の形成に至ったのか、その意図を DEPA 自体の内容や、関連する原加盟国内の議論から分析する必要があるといえる。本稿はこの疑問に答えたうえで、DEPA について、①デジタル貿易の多角的ルール形成、②我が国にとっての加盟意義、という観点から筆者自身の評価を試みるものである。

本稿は２．において DEPA の規定内容について、上記の観点に立って内容を分析するとともに、原加盟国の意図を国内文書等から分析する。次いで、３．において既存の研究を分析し、その妥当性を評価する。これらを踏まえ、４．で筆者自身の評価を、特に重要な条項について行うこととする。

２．DEPA の概要

２－１．DEPA の概要

DEPA の特徴は、モジュールと呼ばれる 16 のテーマ別の条項群から条約を構成している点にある。従来、通商協定において Article をくくるために用いられていた、章（Chapter）や編等を用いず、構成要素を意味する「モジュール（Module）」という用語を用いる点が目新しい。これは、いわばアラカルトメニューのように、将来様々な国家が締約国に必要なモジュールのみを用いて新たな協定を作成することを容易にする意図がある、との分析もある。

また、このような特徴を反映して、例えば用語の定義は全体に関するものはモジュール 1 に、各モジュール特有の定義は各モジュールでなされるなど、モジュール単位での組み換えに向けた工夫がなされている点が見て取れる。

- MODULE 1 INITIAL PROVISIONS AND GENERAL DEFINITIONS
- MODULE 2 BUSINESS AND TRADE FACILITATION
- MODULE 3 TREATMENT OF DIGITAL PRODUCTS AND RELATED ISSUES
- MODULE 4 DATA ISSUES
- MODULE 5 WIDER TRUST ENVIRONMENT
- MODULE 6 BUSINESS AND CONSUMER TRUST
- MODULE 7 DIGITAL IDENTITIES
- MODULE 8 EMERGING TRENDS AND TECHNOLOGIES
- MODULE 9 INNOVATION AND THE DIGITAL ECONOMY
- MODULE 10 SMALL AND MEDIUM ENTERPRISES COOPERATION
- MODULE 11 DIGITAL INCLUSION
- MODULE 12 JOINT COMMITTEE AND CONTACT POINTS
- MODULE 13 TRANSPARENCY
- MODULE 14 DISPUTE SETTLEMENT
    - ANNEX 14-A – SCOPE OF MODULE 14 (DISPUTE SETTLEMENT)
- MODULE 15 EXCEPTIONS
- MODULE 16 FINAL PROVISIONS
- Annex I - UNDERSTANDING ON THIS AGREEMENT

DEPA の条項は多岐にわたる。その全てを詳細に述べることは本稿の目的からも外れるが、全体として重要な条項について、その概要を分析する。なお、本文中に入れ込むと煩雑となるため、DEPA の条文（筆者訳）は参考資料として末尾に配置している。

（１） 越境データ流通関連（モジュール４　データイシュー）

越境データに関連する条項は、モジュール４のデータイシューである。本モジュールは、定義規定である 4.1 条のほか、4.2 条で個人情報保護、4.3 条でデータの越境移転、4.4 条でいわゆるデータローカライゼ―ション措置を規律する、コンピュータ設備の設置要求禁止が規定されている。

まずデータフローに関連する条項である 4.3 条と 4.4 条については、「締約国は、電子的手段による国境を越えた情報の移転に関し、特に次のコミットメントのレベルを確認する（affirm their level of commitments)」(4,3 条)、「両締約国は、特にコンピュータ関連設備の設置に関するコミットメントのレベルを確認する」として、それぞれ CPTPP の同様の内容を定めた条文（それぞれ CPTPP の 14.11 条、14.13 条）を引用している。

これはかなり特異な規定であるが、この 2 つの条は Annex1 において、「締約国は、本協定に基づき締約国間にいかなる権利または義務も生じさせない」とされており、CPTPP の関連義務についての単なる確認規定であり、DEPA 独自の義務ではないと解される。この点、DEPA には韓国や中国等、CPTPP 非締約国の加盟申請が相次いでいるが、その場合にこれがどのような規定となるのか。韓国等の加盟申請における審査過程や、その後の具体的な加盟議定書等において明らかになると予想されるが、現時点では不透明である。

また、これらの条には紛争解決条項が適用されない。紛争解決を規定するモジュール 14 において、第 14A.1 条がモジュール 14（紛争解決）の適用範囲を定めるが、この中で、第 4.3 条（電子的方法による国境を越えた情報の移転)、第 4.4 条（コンピュータ関連設備の設置）は紛争解決手続の適用から除外されることを定めている。

他方、CPTPP に比べて明らかに高水準な規定は、4.2 条である。特に 3 項以下が特徴的であり、CPTPP が個人情報保護の枠組みを採用することや、その無差別性等を規定しているところ、DEPA はそれに加えて個人情報保護制度の具体的な内容を規定するとともに、国際的な相互運用性についても規定している点が先進的といえる。

まず第 3 項では個人情報保護制度が具備すべき内容として、(a)～(h)を規定しているが、これは各国の個人情報保護制度の基礎となっている OECD のプライバシーガイドラインにおける 8 原則にほぼ内容として対応している[5]。この点は、第 2 項が「各締約国は、個人情報の保護に関する法的枠組みの策定において、関連する国際機関の原則およびガイドラインを考慮するものとする」と規定している点について、より具体的に OECD の 8 原則を国内制度に反映させるものである。後述する相互運用性に加え、最低水準としての規定内容を入れ込むことで、トラストの担保についてもより貢献できる内容であるとともに、実体的な制度間の収斂を一定程度、目指す規定ともなっている。

[5] OECD, “Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data” , https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0188

次に、第 6 項、7 項は制度間の互換性および相互運用性を促進するためのメカニズムの開発を追求する規定となっており、制度の相互運用性にも目配りされている。ここではその手法として、(a)～（d）が規定されている。(a)は EU の一般データ保護規則（GDPR）や日本・個人情報保護法における十分性認定等を念頭に置いており、(b)は、実例は限られるが多国間協定、例えば欧州評議会（CoE）第 108 号条約等を念頭に置いているものと目される。ここで着目すべきは(c)として「それぞれの法的枠組みの国家的なトラストマーク又は認証の枠組みによって与えられる同等の保護を適切に承認する」ことが挙げられている点であり、例えば認証制度の相互運用が規定される点である。実例としては、APEC クロスボーダー・プライバシールール（CBPR）システムが挙げられると思われる他、EU・GDPR 上の越境移転根拠としての認証（The European Data Protection Seal 等）や行動規範も含まれる可能性がある。

上記の特に認証やトラストマークに関する規定を受け、第 8 項から 10 項がトラストマークに関する相互運用性の確保に関する規定を置いている。このほとんどは努力義務となっているが、第 8 項が事業者によるトラストマークの採用の奨励、第 9 項が政府間の情報や経験の共有、10 項がトラストマーク間の相互承認の確保、となっている。

（２） デジタルアイデンティティ（モジュール 7 デジタルアイデンティティ）

次に DEPA に特徴的な規定はモジュール 7 のデジタルアイデンティティである。まず、7.1 条は「デジタル ID に関する各締約国の制度間の相互運用性を促進するよう努めるものとする」ことを規定し、相互運用性の確保に向けた努力義務を規定する。加えて、(a) デジタル ID の各締約国間の技術的相互運用性または共通基準を促進するための適切な枠組の確立または維持、(b) 各締約国の法的枠組によって与えられるデジタル ID の同等の保護、または、自律的に付与されるか相互の合意によって付与されるかにかかわらず、デジタル ID の法的および規制的効果の承認、(c) より広範な国際的枠組みの確立または維持、(d) デジタル ID の政策および規制、技術的実施およびセキュリティ基準、ユーザーの採用に関するベスト・プラクティスに関する知識および専門知識の交換

また、7.2 条は「締約国が正当な公共政策目的を達成するために第 1 項と矛盾する措置を採用または維持することを妨げるものではない」ことを定め、TPP における LPPO 例外に類似する規定を設けている。ただ、こうした例外は同条に適用があるモジュール 15 に規定される一般的例外とは異なっており、冒頭にある「より確実を期すため」の指す意味は必ずしも明らかではないが、7.1 条がそもそも努力義務であることに対応している可能性はある。

（３）Fintech、AI（モジュール 8　新たなトレンドとテクノロジー）

次に DEPA が革新的な協定と指摘される条項である、Fintech やＡＩについて規定したモジュール 8 について概観する。モジュール 8 は 8.1～8.4 条からなるが、それぞれ Fintech、ＡＩ、政府調達、競争政策を定めている。本モジュールにおいて、ＡＩに関する規定を除く

ほとんどの規定は、相互協力を行う努力義務を規定するものである。Fintech においては企業間の協力の促進や Fintech ソリューションの開発、企業家精神・人材の育成が規定され、政府調達や競争政策については、デジタル化の影響がこれらについて与える影響について、理解の促進や技術協力を規定している。

他方、AI 分野ではよりより具体的な義務を定めている。同分野を規定する第 8.2 条は、第 1 項、2 項で AI 分野における規制協力の重要性等を確認した上で、具体的な義務として、第 3 項で「信頼があり、安全かつ責任ある AI 技術の利用を支援する倫理的及びガバナンスの枠組（AI ガバナンス枠組）の採用を促進するよう努めること、4 項で「AI ガバナンス枠組の採用にあたり、説明可能性、透明性、公正性及び人間中心の価値観を含む、国際的に認められた原則又はガイドラインを考慮するよう努める」ことが規定されている。このように、ガバナンスの枠組について、その採用とともに最低限具備すべき内容や、その国際的な原則等の考慮を定めており、先に見たモジュール 4 の個人情報保護にも重なるものがある。

（４）例外（モジュール 15　例外）

（１）～（３）で見た義務は、その例外と併せて読まれる必要がある。例外として、DEPA は第 15.1 条で一般例外を定めている。まず、第 1 項及び 3 項は GATT20 条及び GATS14 条が必要な変更を施したうえで DEPA に適用されると定めており、目新しいものではない。また、第 2 項は GATT 第 20 条の解釈について、協定の条文上は明らかでない点について過去のＷＴＯの紛争解決手続における判断を基にした確認規定である。他方、第 4 項は「国の宝物若しくは歴史的若しくは考古学的価値のある特定の場所を保護するために、又は国家的価値を有する創造的芸術を支援するために必要な措置」を例外として定めているが、この点はＷＴＯにないものであり、DEPA 特有である。特に後段の「創造的芸術(Creative Arts)」とは、「演劇、ダンス、音楽などの舞台芸術、ビジュアル・アーツや工芸、文学、映画、映像、言語芸術、創造的なオンライン・コンテンツ、先住民の伝統的な慣習や現代的な文化表現、デジタル・インタラクティブ・メディア、ハイブリッドな芸術作品（新しいテクノロジーを使って個別の芸術形式を超えたものを含む）などを含む」との脚注が付されており、いわゆるメディアアート等を含め、デジタル経済における芸術的表現を多用に保護する新たな文化例外として目新しいものといえる。

他方、第 15.2 条は安全保障例外を規定し、これはＷＴＯにおける安全保障例外を大きく超える範囲を持つ。特に、(b)については、WTO においては GATT 第 20 条(b)が(i)～(iii)と援用される場面を限定列挙しているが、DEPA においては、「国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復又は自国の重要な安全保障上の利益の保護に関して自国の義務を履行するために必要と考える措置を適用することを妨げるもの」とされ、(i)～(iii)が除外されており、広範な措置を含みうるものである。

また、上記以外にも、第 15.3 条以下ではワイタンギ条約（先住民であるマオリ族とニュージーランド政府との条約）やプルデンシャル例外、課税の例外等が定められており、先住

民保護や課税に関する例外等、より他のレジームとの関係性を意識した規定となっている。

（５）その他関連規定（モジュール２、５，６）

その他、本稿に関連する主要なモジュールとその内容は次の通りとなっている。

図表 2　その他関連規定（モジュール２、５，６）

モジュール	ニュージーランド政府による概要説明[6]
MODULE 2 BUSINESS AND TRADE FACILITATION	ビジネスと貿易円滑化モジュールは、貿易を円滑化するための技術の導入と利用を促進する。DEPA はほとんどの状況において、貿易管理文書の電子版を利用可能にし、紙文書と同等にすることにより、ペーパーレス貿易を促進する。DEPA は、技術が進化しており、将来的にデータ交換システムが貿易管理文書に取って代わる可能性があることを認識している。DEPA は、パートナー内の電子取引を規定する法的枠組みが、国際的に開発されたモデル枠組みと一致することを要求する。DEPA は適切な税関管理と選別を維持しつつ、速達貨物のための迅速な税関手続きを設定する。DEPA パートナーは、電子送金に関税を課すべきではないことを確認する。電子決済の発展を支援する。DEPA は、決済技術が進化していることを認識し、透明性と公平な競争の場を促進する。同時に、決済システムの信頼と安全性は重要であるため、DEPA は特別な状況下での規制や、国際収支危機に対応するための規制を認める。 DEPA は、DEPA 地域の国境を越えた電子インボイシングの利用を促進する。電子請求書により、企業は、印刷、郵送または電子メール送信しなければならない紙ベースまたはPDF の請求書を作成する必要がなくなり、バイヤーは、これらの請求書を会計システムに手入力する必要がなくなる。
MODULE 5 WIDER TRUST ENVIRONMENT	DEPA 締約国は、サイバーセキュリティがデジタル経済に不可欠であることを認識している。このため、DEPA にはサイバーセキュリティに関する規定が含まれている。つまり、新たな問題に対して協力する際には、サイバーセキュリティを考慮し続けるということである。「より広範な信頼環境」もまた、安全でセキュアなオンライン環境に関するものである。DEPA にはこの点に関する具体的な規定は

[6] New Zealand Foreign Affairs and Trade, “DEPA Modules”, https://www.mfat.govt.nz/en/trade/free-trade-agreements/free-trade-agreements-in-force/digital-economy-partnership-agreement-depa/depa-modules/#bookmark3”

	ないが、DEPA 締約国は、新たな分野が出現するにつれ、この問題を引き続き検討していく。
MODULE 6 BUSINESS AND CONSUMER TRUST	未承諾の商用電子メッセージ（SPAM)、オンライン消費者保護インターネットへのアクセスと利用に関する原則を含む。これらの規定はすべて、企業や消費者がデジタル取引がもたらす機会を活用しやすくすることを目的としている。オンライン消費者保護に関する規則は、消費者が安心して取引を行うための情報を入手し、問題が発生した場合に適切な救済を受けられるようにするものである。DEPA 締約国は、デジタル貿易問題の解決を促進するための裁判外紛争解決またはその他のメカニズムの利点をさらに検討する。

２－２．DEPA の狙い（シンガポール、ニュージーランド）

次に、DEPA テキストの起草を行った原加盟国の国内文書等を調査し、どのような意図をもって DEPA を設立したか、その狙いを明らかにする。ここでは、設立の発起国であるシンガポールと、ニュージーランドを取りあげる。

（１） シンガポール

シンガポールについては、シンガポール貿易産業省（MTI）のデジタル経済協定に関する説明が DEPA を含むＤＥＡが持つシンガポールにとっての意義をわかりやすく述べているため、以下枠囲で引用したい[7]。

What are Digital Economy Agreements (DEAs)?

デジタルエコノミー協定（DEA）は、2 以上の経済圏の間でデジタル貿易ルールとデジタル経済の協力関係を確立する条約である。シンガポールは、主要パートナーとの DEA を通じて、標準やシステムの相互運用性を促進し、デジタル貿易や電子商取引に従事する企業、特に中小企業を支援するための国際的な枠組みを構築したいと考えている。

DEA は、シンガポールの広範な自由貿易協定やその他のデジタル協力イニシアティブのネットワークを構築することを目的としている。また、WTO における電子商取引に関する共同声明イニシアティブ（JSI）の共同議長（オーストラリア、日本と共に）としてのシンガポールの指導的役割を補完するものでもある。

シンガポールは下記の 4 つの DEA を締結している；

- Digital Economy Partnership Agreement (DEPA)
- Singapore-Australia Digital Economy Agreement (SADEA)
- United Kingdom-Singapore Digital Economy Agreement (UKSDEA)
- Korea-Singapore Digital Partnership Agreement (KSDPA)

Why are DEAs important for Singapore?

DEA 締結の背景

デジタル経済は未来である。COVID-19 の影響で加速したデジタル化と技術による破壊は、消費者の行動とビジネスモデルを大きく変え、新たな機会を生み出した。例えば、電子商取引によってメーカーは消費者に直接アプローチできるようになった。輸送から金融、遠隔医療まで、複数のサービスを統合したプラットフォームやアプリの台頭は、サービスの消費方法を変えた。企業はまた、調達から請求書発行、支払いに至るまで、電子取引やデジタル・ソリューションへの依存度を高めている。

[7] Ministry of Trade and Industry, “Digital-Economy-Agreements”, https://www.mti.gov.sg/Trade/Digital-Economy-Agreements

安全で円滑な国境を越えたデータ流通は、デジタル経済の成長と消費者の利益を確実に守るために不可欠である。貿易のデジタル化により、データの強制的なローカライズやソースコードの開示を求める規制への注目も高まっている。データ保護に関する規則が細分化されたことで、個人データの移転に関する制限が多様化し、コンプライアンスコストが増加している。

DEAs 締結の狙い

DEAs は、中小企業を含むシンガポール事業者が海外のパートナーと国際的に連結されることを可能とするため、これらの課題に取り組むことを目的としている。

DEAs は以下を行う：

- デジタル規則と基準を整合させ、デジタルシステム間の相互運用性を促進する；
- 国境を越えたデータ流通を支援し、個人データと消費者の権利を保護する；
- デジタル・アイデンティティ、人工知能（AI)、データ・イノベーションなどの新興分野におけるシンガポールの経済パートナー間の協力を奨励する。これにより、事業者は異なる国の間でユースケースや技術を試すことができる。

以上のように、シンガポール政府はデジタル経済の発展に伴って、データ流通の重要性が高まるとともに、各国でデジタル関連の規制も進展し、コンプライアンスコストが高まっているという、ビジネス展開における支障という実利的な問題意識を持っていることが分かる。それに対抗するため、「DEA を通じて、標準やシステムの相互運用性を促進し、デジタル貿易や電子商取引に従事する企業、特に中小企業を支援するための国際的な枠組みを構築したい」との立場をとっている。すなわち、EU等とは異なり、経済的な利益に関する考慮によって DEA を推進していることが読み取れる。

他方、冒頭述べた規律内容の重複する CPTPP については言及がなく、ＷＴＯにおける電子商取引交渉を補完する、と述べているもののそれ以上の言及はない。

続いて、より詳細な、DEA の個別の構成要素（モジュール）に関する狙いについても、シンガポール政府の狙いを分析していく。表頭の左 2 つはシンガポール政府による説明であり、右端の具体的な取り組みは筆者が追加したシンガポール政府による取り組みである。

図表 3　DEA のモジュールとシンガポールの狙い・具体的取組み

モジュール[8]	シンガポールの狙い	シンガポールの具体的な取組み
Cross-Border Data Flows	DEA の下、締約国はデータが国境を越えて自由に行き来することを認め、個人情報保護などの合法的な目的以外にはデータのローカライズを禁止することに合意する。これにより、企業が以下のことを実現できる環境が整う： -新しいビジネスモデル（SaaS[9]など）やデジタルネイティブな製品・サービス（オンラインゲームやビデオストリーミングなど）により、顧客の所在地に関係なくサービスを提供する； -国境を越えたデータ主導のイノベーションから新しい製品やサービスを開発する。 -データの保存場所を選択する。	-（言及なし）
Artificial Intelligence	AI システムを開発するシンガポール組織は、ガバナンスフレームワークに規定された共通の原則に基づき、各国の法域を越えて責任を持って AI 技術を採用・利用し、ガバナンスをフレームワークと整合させることが容易になる。	• モデル AI ガバナンスレームワーク
Personal Data Protection	シンガポールは DEA のパートナーとともに、それぞれの法的アプローチにおける互換性と相互運用性を促進し、国境を越えたデータの流れを促進し、そのようなデータに対するセーフガードを提供するためのメカニズムを開発する。	• データ保護トラストマーク認証 • APEC・CBPR システム：APEC ・CBPR システムは、国際的なデータフローを促進する単一の一貫したプライバシー基準によってコストと時間

[8] *Ibid.*

[9] Software as a Service

	その一例として、組織の認証フレームワークや国家トラストマークの相互承認が挙げられる。	を削減することができ、組織に利益をもたらす。さらに、CBPR システムに参加する DEA 締約国の異なる国内プライバシー法の橋渡しにも役立つ。 つまり、CBPR 認証を受けた組織は、シンガポールの DEA パートナーや CBPR システムを採用している法域を越えて、他の同様の認証を受けた組織とシームレスかつ安全にデータを移転・交換できる。
Data Innovation	各国政府が国境を越えたデータ主導のイノベーションを推進する中、DEA により、企業は新製品やサービスを開発するためのより良い支援を受けることができる。 例えば、企業が政府と協議しながらイノベーションを起こせる安全な環境を構築するためのデータ規制サンドボックスや、組織が海外のパートナーと協力してデータを共有するのを支援する Trusted Data Sharing Framework などのリソースを設けることができる。海外のパートナーとデータ主導の製品やサービスの開発・商業化を模索している企業は、政府の政策立案者と相談しながら、サービスの試験運用を行うことができる。これは、企業が国境を越えたデータフローの問題に対処し、国境を越えたデータイノベーションを加速させるのに役立つ。	-（言及なし）

Digital IDs	デジタル ID（シンガポールの CorpPass など）は、政府によって検証されたソースからのデータを提供し、デジタル・ユーザー・プロフィールを形成する。その他の利点として、デジタル ID は、企業登録や法人銀行口座開設などのビジネスプロセスを大幅に合理化する。また、Know-Your-Client（KYC）チェックや請求書発行などの煩雑なプロセスも迅速に実行できる。私たちは DEA を通じて、パートナーと協力し、異なるデジタル ID レジーム間の互換性を促進するイニシアチブを促進していく。	• 世界に向けた信頼できる企業 ID の構築 • KYB（Know-Your-Business）および KYC プロセスは国によって異なるが、通常、企業は組織情報や書類を手作業で提出する必要がある。KYB/KYC におけるデューデリジェンスを完了するのに 3 カ月もかかるため、銀行やその他のサービスにとって大きな痛手となっている。デジタル ID とビジネス情報の相互運用性により、シンガポール企業は将来 CorpPass を通じて、海外での法人登記や DEA 加盟国での新規法人銀行口座開設が可能になる。
E-Invoicing	電子請求書とは、構造化されたデジタル形式を使用して、売り手と買い手の間で支払請求書を自動作成、交換、処理することである。 DEA は、国家間の電子請求書システムの相互運用を可能にし、シンガポールで作成された電子請求書を他国の電子請求書システムで直接受け入れ可能にする。企業は、請求書処理時間の短縮と迅速な支払いを享受できる可能性があり、物理的な請求書を作成・追跡する必要がなくなるため、大幅なコスト削減につながる。 企業は、Peppol 対応の電子請求書ソリューションを採用することで、全国電子請求書ネットワークに参加することができ、海外のパートナーとのシームレスな取引が可能になる。さらに、中小企業は、	• Nationwide E-Invoicing Network • 中小企業デジタル化推進プログラム（SMEs Go Digital Programme）

	中小企業デジタル化プログラムを通じて、Peppol 対応の電子請求書ソリューションを導入し、助成金支援を受けることができる。	
Fintech and E-payments	電子決済は、現金や小切手に代わる便利な決済手段を提供する。消費者に迅速で効率的な支払い方法を提供し、企業の生産性向上を支援する。DEAs は、決済システムの相互運用性を可能にし、ノンバンクが提供する電子決済ソリューションの受け入れを促進する。企業は、デジタル決済の容易性と受け入れの拡大から恩恵を受け、決済の迅速化、取引コストの削減、貿易の強化につながる。 また、シンガポールの決済規制と互換性があれば、企業は海外市場の決済規制を容易に理解できるようになり、電子決済の新興企業やプレーヤーに事業機会がもたらされる。	-（言及なし）

以上の分析から、DEA の多くのモジュールは、シンガポール企業、特にデジタル領域でビジネスを展開する企業が直面している具体的な問題の解決を念頭に置かれて規定されていることが分かる。２－１．で述べた DEPA の各規定についても、シンガポール政府の問題意識を踏まえて内容を理解していくことが有益となろう。

また、こうした問題の解決に向けて、各モジュールがシンガポール国内で実施されている具体的なデジタル関連施策と密接な結びつきを有していることもわかる。個人情報保護における APEC･CBPR システム、AI のモデルガバナンスフレームワーク、デジタルアイデンティティにおける CorpPass など、シンガポールは他国と相互運用性を確保したいデジタル関連制度が既に存在し、これに準拠した企業が容易に海外展開できるよう設計されているといえよう。

（２） ニュージーランド

ニュージーランド政府の DEPA の狙いについては、ニュージーランド外務貿易省（MFAT）

が公表しているDEPAのニュージーランド議会審議資料で明らかにされている[10]。以下、同報告書のうち、本稿に関連する部分を枠囲にて引用する（下線による強調は筆者）。

3.2 デジタル貿易のためのグローバルな規範を共同創造し形成する機会

デジタル経済に関するグローバルなルールは、現在、流動的な状態にある。テクノロジーは急速に進化しており、新たな問題が生じている。DEPA は、ニュージーランドがチリやシンガポールとともに、価値観や戦略的目標に適うようなデジタル貿易ルールを形成する機会である。これには、消費者保護、個人のプライバシーの保護、自由なルールに基づく貿易環境、マオリ族、中小企業、女性を含むすべての人のために貿易が機能することを保証することなどが含まれる。

DEPAは、他の文脈で模範となることができる。現在、デジタル貿易に関する国際通商ルールにはギャップがある。CPTPPのような最新の協定には、デジタルと電子商取引に関する条項が含まれる。しかし、より広範なデジタル経済を検討したり、新たな問題を議論するための対話を確立したりはしていない。DEPA の各モジュールは、デジタル貿易に関するより広範な国際ルールに影響を与えることができると期待されている。DEPAは、CPTPPにおける我々の既存のコミットメントに基づき、デジタル貿易協定に関する新たなレベルの野心に到達するものである。新たな規定には、デジタルID問題への協力や、輸出企業の多様性を奨励する原則が含まれる。

DEPA は、WTOベースの電子商取引交渉など、他の文脈やフォーラムでの野心（コミットメント）を高めるために使用される。より大規模な多国間フォーラムは、より広範なルールの採用を保証するため、従来から我々にとって望ましい合意形成の場となっている。しかし、このようなフォーラムは、より多くの加盟国のコンセンサスを必要とするため、小規模な協定よりも野心的でなくなる可能性もある。多国間対話で野心を高めるためにできることは、世界的な規範への大きな貢献である。ニュージーランドの政策的起業家精神が「テーブルの席」を確保することが多い。

オープンなデジタル貿易ルールに関する包括的な合意は、小規模経済圏にとって商業的に極めて重要である。また、ニュージーランドのデジタル輸出企業は、他の先進国よりも規模が小さいのが一般的であり、したがって、国際ルールの変更や国内政策の断片化の影響を受けやすい。協力の重要性を認識し、DEPA は範囲とメンバーを拡大するためにオープンになっている。DEPA は、基準を満たす WTO 加盟国に開放される予定である。将来的な加盟国は、ニュージーランド企業の輸出機会を増やし、世界的なルール形成における DEPA の有効性を増幅させる。

[10] Ministry of Foreign Affairs and Trade, "Digital Economy Partnership Agreement: National Interest Analysis"（June 2020), https://www.mfat.govt.nz/assets/Uploads/DEPA-NIA-June-2020.pdf

3.3 新たな経済問題に対する信頼構築

DEPA は、貿易のためのルールに基づく秩序を前進させ、維持し、他者と協力することの利点を実証する。COVID-19 パンデミックを含む世界的な貿易の混乱と保護主義の復活は、ニュージーランドのビジネスに不確実性をもたらしている。どちらも、ニュージーランドの継続的な経済的繁栄に対する脅威である。ニュージーランドと他の志を同じくするパートナーは、自由貿易と「万人のための貿易」のアジェンダを推進するための野心的な協定を求め続けることが重要である。DEPA は、比較的新しく、発展途上の貿易問題に焦点を当てているため、特に重要である。

これは、保護主義に向かう世界的な傾向にもかかわらず、パートナーが新しい貿易政策のフロンティアに取り組み続けることができることを示すものである。

3.4 ニュージーランドが協定に参加しなかった場合の影響

ニュージーランドが DEPA に参加することは、世界貿易環境における保護主義の高まりをさらに否定することになる。デジタル経済に限定されるとはいえ、ニュージーランドが DEPA に参加しない場合、より広範なレピュテーションが損なわれ、電子商取引に関する WTO ベースの議論など、ニュージーランドの戦略目標に沿った交渉に影響を与えることができなくなる可能性がある。FTA の電子商取引章は、ニュージーランドのデジタル関連利益を促進するために残されるが、通常、より広範なデジタル経済に関する単独の協定よりも範囲が限定されている。デジタル・インクルージョン、包括的貿易、中小企業に関する条項は、FTA の特定の電子商取引章から除外されやすい。この協定がなければ、デジタル経済における有害な保護主義的傾向の影響を受けやすくなる。

DEPA を通じて、ニュージーランドは関心に沿った方法でグローバルなルールを作るためのプラットフォームを手に入れた。また、将来の規制環境について企業に確実性を提供し、競争力を強化する機会でもある。

ニュージーランド政府は DEPA を、CPTPP を補完するものと位置付けている。すなわち、CPTPP には広範なデジタル経済をカバーする規定、例えばデジタル ID での協力や輸出企業の多様性が無い点、および、新たな問題を議論する対話に向けた協力規定がない点を問題視し、これを埋めるものとして DEPA を位置づけているといえる。また、WTO における電子商取引交渉において、DEPA はこれをよりハイレベルなものとするために利用されるとされ、DEPA の規定を電子商取引交渉に持ち込む意図も明確に有しているといえる。

また、シンガポール同様、小規模な企業によるデジタル輸出を拡大する意図が見て取れるが、シンガポール程この点は明確にされていない。代わって包摂性、例えば「万人のための貿易（Trade for all)」やデジタル・インクルージョンが強調されている点が特徴的である。

２－３．小括

以上の分析から、DEPA は WTO や TPP を補完する目的で締結され、その力点は WTO や TPP 型のハードルールの拡大よりも、協力義務に基づく先進的な規定を多く含ませることで、デジタル経済圏を拡大する上で必要となる、ビジネス上の障害を取り除くことにある。ルール形成を進め、最終的には DEPA を WTO の JSI など多国間のルール形成につなげていくことを意図している。

ただし、シンガポールの説明ではよりビジネス拡大に重点がおかれ、ニュージーランドの説明では先住民の参加を含む包摂性により重点が置かれる等、細かな点では加盟国間に意識の違いもある。

上記を実現するにあたり、DEPA は野心的な分野については、ハードルールの策定ではなく、規制の相互運用性を確保するアプローチをとっている（個人情報保護、デジタル ID ）。既存の国内法制度に関する自律性を確保しつつ、相互運用可能な点について合意を重ねて規律自体を発展させていくアプローチといえ、上からの統合を重視するアプローチとは対極にあるといえる（トップダウンよりはボトムアップ）。

ただし、個人情報保護や AI について は、国際ルールへの準拠や盛り込むべき要素の列挙など、より規制の収斂に向けた規定も盛り込んでいる。

３．DEPA の意義に関する先行研究

次に、DEPA に関する先行研究上の評価を概観するともに、先行研究に関する筆者の評価を簡単ながら加えていく。

（１）Burri（2023）[11]

Burri は、次のように DEPA をデジタル貿易の多角的ルール形成の観点から、おおむね高く評価している。まず、「DEPA は、デジタル経済のより広範な問題に取り組もうとしている。その範囲は広く、柔軟性があり、AI やデジタル包摂など、いくつかの新たな問題をカバーしている。DEPA は、電子商取引に関する WTO 交渉を補完し、APEC、OECD、その他の国際フォーラムで進行中のデジタル経済に関する作業を基礎とすることを意図している」と述べ[12]、加盟国の意図、特にニュージーランドの説明に沿った形で DEPA の狙いを正しく理解しているといえる。「APEC、OECD、その他の国際フォーラムで進行中のデジタル経済に関する作業を基礎とすること」との言明は明らかではないが、おそらくは APEC・CBPR や OECD のプライバシーガイドライン等、他の国際フォーラムのルール形成の成果を取り込み、これを国内制度の設計や相互運用性の確保に活用することを指していると推測されるが、WTO の活動とは切り離されたものと言えよう。

この狙いを実現するため、「幅広い問題をカバーするため、DEPA は 16 の異なるモジュールを含むモジュール方式を採用している。ルールの種類はモジュールによって異なる。一方では、CPTPP のすべてのルールが複製され、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）のルールの一部、例えばオープンガバメントデータに関するものが含まれるが、ソースコード（開示要求の禁止）は含まれておらず、日米デジタル貿易協定の規定の一部、例えば暗号を使用した ICT 商品に関するものが含まれている」と述べる。この点もおおむね正しいが、紛争解決手続との関係（データ流通関連条項の除外）については触れていない。

「他方、デジタル経済の機能を促進し、重要な問題についての協力を強化しようとする貿易ルールには今のところ未知のものが多く、重要な問題についての協力を強化しようとするものである」と述べたうえで、「全体として、DEPA は、デジタルエコノミーがもたらす広範な問題を十分にカバーし、国内枠組みの調和と相互運用性、および貿易上不可欠な要素だけでなく非貿易的要素も持つ現代のデータガバナンスの複雑な課題を十分に考慮した国際協力のための優れた基盤を提供する、ユニークで未来志向のプロジェクトである」[13]とその内容を高く評価する。

以上の Burri の高い評価は、DEPA が①デジタル経済に関する広範な問題をカバーして

---

[11] Mira Burri “The Impact of Digitalization on Global Trade Law”, German Law Journal (2023), 24, pp. 551–573

[12] *Ibid.*, p. 570.

[13] *Ibid.*, p.571.

いること、②国内規制の調和と相互運用性に着目・対処していること、③非貿易的要素を含めたバランス、④国際協力の枠組みの提供、という観点に立脚しているといえよう。

筆者も、これらの要素がデジタル貿易協定において需要な要素である点に異論はなく、その点で Burri の評価は正鵠を得ているといえる。ただし、②と④については、これを貿易協定という条約の形で担保する必要があるのか、という疑問はあり、Burri の論はこの点に応えるものではない。この点は４．で触れることとしたい。

（２）Honey（2021）[14]

次に、Honey も DEPA を、今後のデジタルルール形成の基礎となる観点から高く評価している。Honey は、「設立国の規模が比較的小さいことを考慮すると、DEPA の意義は、現在の経済的なインパクトよりも、その潜在的な実証効果にある」とし、「ニュージーランドとシンガポールの発効からわずか数カ月後、カナダと韓国は、加盟に向けた国内協議を開始した。デジタル政策立案の最先端にいる他の国も加盟することは論理的である。その候補としては、CPTPP の他の加盟国、例えば、オーストラリア、日本、マレーシア、ベトナムなどが考えられる。米国は CPTPP のメンバーではないが、CPTPP のデジタル条項の設計に貢献した」と述べ、将来の加盟国の拡大可能性に言及する。こうした拡大の結果、「DEPA は最終的に、デジタル貿易を最適化する方法に関する、より広範で、おそらく世界的な規則と理解の基礎となる可能性がある」と述べる[15]。

他方、「このような構築的なアプローチや現在の WTO 交渉の進展がなければ、デジタル貿易ルールはさらに分断されることになるかもしれない。その場合シンガポール、韓国、英国、さらにはベトナムとの間でデジタル協定の交渉が開始されたことは注目に値する。たとえ個々の協定が非常に野心的なものであったとしても、このようなデジタル専用協定の増加は、シームレスで『ボーダレス』なデジタル経済にはかえって不利に働く可能性がある」とも述べ、個別のデジタル協定が蓄積されることで、断片化が進むとの懸念を指摘する[16]。

また Honey は、「DEPA は、デジタル経済に関する相互理解を深め、新たな技術、ビジネスモデル、規制上の課題に対応するための『生きた協定』である。加盟国間およびビジネス界の関与は、実質的にデジタル貿易のより機動的なガバナンスモデルの共同設計を可能にする。これは、伝統的な貿易政策立案の硬直性からの歓迎すべき脱却である。

だからといって、DEPA が完璧というわけではない。それどころか、AI のような急速な

---

[14] Stephanie Honey, “Enabling trust, trade flows, and innovation: the DEPA at work”, https://www.hinrichfoundation.com/research/article/digital/enabling-trust-trade-flows-and-innovation-depa-at-work/

[15] *Ibid.*, p. 10

[16] *Ibid.*, pp. 10-11.

技術進歩やビジネスへの取り込みが期待される重要な分野では、骨に肉を付けるために多くの作業が待ち受けている」と結論付ける[17]。

Honey は、DEPA が今後のデジタル貿易に関する多角的ルール形成につながる可能性を指摘し、他方で、それがなされない場合のルールの断片化を危惧している。

また、最後の 1 文は、あらかじめ特定のルールを規定するのではなく、都度都度生じる新たなデジタル経済の課題について、政府やビジネス界等のステークホルダーがガバナンスモデルを共同検討する場を設定する、「生きた協定」として DEPA をとらえる。Honey はこれを硬直的な通商政策形成からの脱却として肯定的に捉えるが、国内の制度において、同様の問題意識からガバナンスイノベーションが唱えられており[18]、その国際協定版ということもできよう。実際、モジュール 9 には規制のサンドボックスに関する規定もあり、ガバナンスイノベーションの核となる概念の 1 つである、アジャイル・ガバナンスを実現しようという姿勢も見て取れる[19]。これは２－２．で紹介したシンガポール政府の認識とも合致するものである。

ただし、Honey が指摘する通り、DEPA はあくまでこうしたガバナンスの在り方に関する議論の場を提供するにとどまり、実際にこうしたガバナンスの在り方が奏功するか否かは今後の運用に委ねられている。この点、実際の DEPA に基づく規制対話の実施等については情報がなく、これ以上の検討は現時点では困難であった。

（３）Taheri, et al. (2021）[20]

Taheri 他は、DEPA の各モジュールを下図の通り再構築して分析する。これは、DEPA のモジュールの区分とは異なっているが（例えば先述の通り、Data Issue のモジュールには、Open Data Government 等は含まれていない）、整理としては妥当と思われる。このように再構成された DEPA は、Digital Trade に区分される従来の電子商取引の円滑化に向けた規定以外の規定が大半を占めていることが読み取れる。

---

[17] *Ibid.*

[18] この点について、例えば Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会「GOVERNANCE INNOVATION： Society5.0 の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン報告書」（https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200713001/20200713001-1.pdf）等を参照

[19] 上記報告書の後継の報告書において、規制のサンドボックス制度が紹介されている；、Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会「GOVERNANCE INNOVATION Ver.2：アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」（https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730005/20210730005-1.pdf）、71-72 頁

[20] Rachelle Taheri, Olivia Adams, and Pauline Stern, “DEPA: The World's First Digital-Only Trade Agreement”, https://www.asiapacific.ca/publication/depa-worlds-first-digital-only-trade-agreement

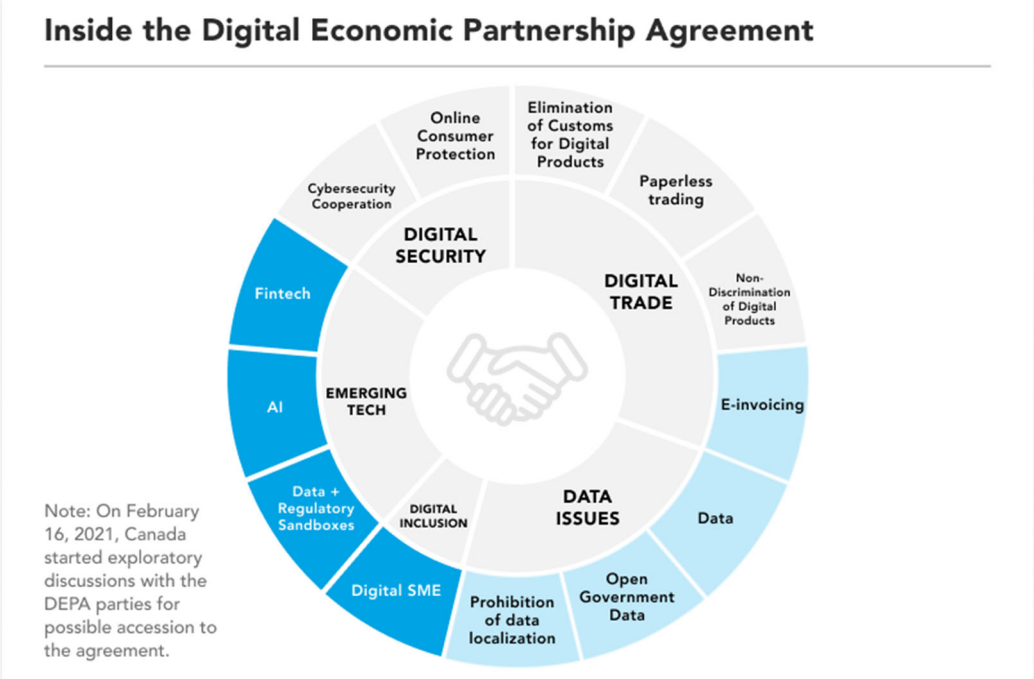

Taheri 他は、DEPA に比べ「CPTPP には電子商取引の章があるが、主にペーパーレス化による貿易円滑化やオンライン消費者保護など、既存の貿易システムをデジタル時代に適合させる『旧来型』のデジタルトピックを扱っており、次世代技術に関する議論や適応には及んでいない」と、CPTPP は DEPA に比べて先進的な内容に欠けていると指摘する。

その上で、DEPA のモジュールの内容に入り、特に、「DEPA が本当に未来へ踏み出すのは、新興トレンドとテクノロジーに関するモジュール 8 と、イノベーションとデジタル経済に関するモジュール 9 である。厳格な規制の規定はないが、ニーズが高まっている新興分野での重要な議論や協力のポイントが盛り込まれている。

モジュール 8 にはフィンテック協力に関する条文があり、署名国は基準を定めるだけでなく、新興企業を含め、この分野で積極的に「フィンテック・ソリューションの開発を促進」し、「企業間の協力を促進」することを約束している。また、人工知能に関する条項では、AI 技術の倫理的な採用を促進するため、AI ガバナンスフレームワークの採用を促進するよう加盟国に求めている。

モジュール 9 では、オープン政府データ、さらにはデータと規制のサンドボックス（通常 FTA では議論も承認もされないもの）を通じたデータ革新へのコミットメントがある。テクノロジーの次のフロンティアで積極的にイノベーションを起こし、加盟国の成長に合わせて更新や近代化を可能にするというこのコミットメントこそが、DEPA を生きた協定にしているのである」と述べる。

以上の分析をまとめ、DEPA は「柔軟すぎる、あるいは十分な歯ごたえがないという批判もあるかもしれないが、両者のバランスはデジタル経済がもたらすデータガバナンスの課題を満たすものである。

各国政府は、一方では、規制を緩和することでデータが持つ莫大な経済的価値をより円滑に実現することができるが、他方で、国家安全保障と国民のデータプライバシー権を守ることの間で、適切なバランスを取る必要がある。例えば、データ問題に関するモジュール 4 では、「各締約国は、電子商取引およびデジタル取引の利用者の個人情報の保護を規定する法的枠組みを採用または維持するものとする」と規定している。この条文には、各締約国が個人情報保護に対して異なる「法的アプローチ」を取る可能性があるという注意書きが続き、標準の相互運用性を促進するための一連の指針が概説されている。

正確な実施戦略がどうであれ、DEPA は新たなデジタル政策分野について切望される議論の場を提供している。CPTPP をめぐる電子商取引に関する議論や WTO での議論は、デジタル貿易の問題に取り組むための初期の試みではあったが、ほとんど不十分であった。デジタル貿易を促進し、デジタル経済のための国際基準を作るためには、より大きな国際協力が必要である」とその内容を肯定的に評価する。

Taheri もまた、DEPA が議論の場を提供することを肯定的に評価しており、そこでは特に経済価値と安全保障やプライバシーの保護といった価値とのバランスが言及されている。筆者もこのようなバランスの重要性は肯定的に評価するものであるが、Honey と同様、やはりフォーラムとしての評価については、情報がないため下すことは困難である。

（4）Goodman(2021）[21]

Goodman は、米国の DEPA 加盟を推奨する論考の中で、現在のデジタル貿易協定には、次の 3 つの潜在的な問題があると指摘する。「第一に、締結に多大な時間を要する可能性が高い。貿易交渉は常に予想以上に時間がかかり、特に多くの多様な当事者、複雑な問題、高い志が絡む場合はなおさらである。第二に、国内政治が困難である。デジタルのセンシティブな問題で企業、労働者、消費者、政府の利害を一致させることは難しく、議会は交渉に強い関心を持つと見込まれる。第三に、より本質的な問題として、貿易はルールと規範が作用するデジタル経済の一側面に過ぎない。デジタル包摂性から人工知能の倫理基準まで、通商協定では間違いなく捉えられない、あるいは捉えるべきではない様々な問題がある」

Goodman は、以上のデジタル貿易協定の問題を解決する手段として、米国の DEPA 加盟にメリットがあるとし、次の 4 点を挙げる。

「第一に、DEPA のルール作りや規範設定に対する「ソフト」なアプローチは、アジア太平洋経済協力会議（APEC）フォーラムでの有益な活動（デジタルガバナンスを含む）が証明しているように、アジアの文脈で有効であること。

[21] Matthew P. Goodman, “DEPA and the Path Back to TPP”, https://www.csis.org/analysis/depa-and-path-back-tpp

第二に、DEPA に合流することで、米国は、正式な貿易交渉という長引くプロセスを経るのではなく、この重要な分野におけるルールや規範の形成に迅速に着手することができること。ただし、DEPA の既存の原則の中には米国の利益と一致しないものもあり、既存メンバーは代替アプローチを積極的に議論する必要がある。

第三に、DEPA は、米国がデジタルガバナンス領域において、商業的利益を超えた幅広い利益を追求するためのプラットフォームを提供するものであること。

第四に、デジタル包摂と中小企業に関する DEPA のモジュールは、バイデン政権が「すべてのアメリカ人に利益をもたらす」ための努力を強調することができること」

以上の Goodman のメリットの分析は米国を念頭に置いたものであるが、多くの点において、日本とも重なる可能性がある。ただし、Burri への評価でも論じた通り、一点目のメリットについては、既に他のフォーラム、例えば「ソフトな」アプローチ（ここでは非拘束的な関係を意味すると思われる）をとる APEC の成功があるのであれば、なぜあえてそこに通商協定を持ち込む必要があるのか、という疑問は生じるであろう。第三、第四のメリットも、これがどこまで実効性があるのかは不透明である。Honey が指摘する通り、DEPA が作るのはあくまで協力について話し合う場であり、そこでどのような内容を積み重ねられるかどうかで成果が決まる。その点の見通しが無いままメリットとして述べるのは疑問なしとしない。

４． DEPA に関する評価：AI とデジタルアイデンティティを例に

（１）筆者の DEPA に関する評価

ここでは、２．および３．を踏まえて、筆者自身がどのように DEPA を評価するかを論じる。加盟国の意図や先行研究から、DEPA の主要モジュール、ひいてはデジタル協定の評価については、大きく①取引費用の削減、②トラストの担保、③産業育成、という評価の観点があり、1 つのモジュールについてこの要素が複数含まれるものもある。

取引費用の削減とは、例えば紙媒体からの電子化やデジタル ID を活用した KYC/KYB の人件費削減等、事業展開上のコスト削減を指す。この点は既にシンガポール政府の狙いに明らかであった。

次にトラストの担保である。この点も複数の先行研究が言及しているが、先行研究においてはプライバシー保護やサイバーセキュリティ等のトラストの構成要素（あるいは部分集合）が明示されるものの、その具体的な内容は曖昧なままである。もっとも、筆者もトラストの外縁を定義することは困難であると考えている。ここでは、ある事業主体や個人が、外国との通商が自国内での取引と同等以上の水準の保護を期待できること、と定義することが有益と思われる。一般的にこのような内容が担保されていれば、データ移転や物品・サービス貿易が障壁なく成立すると思われ、これはすなわち貿易協定としてビジネスの円滑化に資するからである。取引費用の削減との違いは、トラストは必ずしも経済的な価値に基づく保護（例えば知的財産の保護やサイバーセキュリティの保護等）だけではなく、個人情報保護等の基本的人権の保護等も含まれる。

最後に、産業育成とは人材育成や規制改革等、多様な手段を用いてデジタル経済を育成する方法の提供を指す。例えばモジュール 8 におけるフィンテック分野での人材育成や、包摂性における SME の参画等がこの具体例である。

以上の観点に基づいて DEPA の主要モジュールを整理すると、下図のようになると思われる。DEPA はおおきく、電子商取引の促進、データ流通の促進、デジタル経済の促進、そしてデジタル包摂性の 4 区分に整理できる。電子商取引は Taheri 他が整理するとのころの旧来の貿易協定の延長線上の規定であり、その主眼は取引コストの削減にある。
データ流通はモジュール 4 を中核としつつ、オンライン空間のより広範なトラスト環境等を含む。これはデータ流通の容易化といった取引費用の削減とともに、個人情報保護に関する水準の調和や国際基準への準拠、最低水準の設定等、トラストを担保する措置でもある。また、トラストに関連する制度の相互運用性確保は、規制対応コストを削減するとともに、同等の保護水準の確保を実現するから、この両者に貢献するといえる。

デジタル経済の促進は、先行研究が指摘する通り、DEPA の特に中核的と目される規定群であるが、これらの規定については、3 つの観点全てに関係する。例えばモジュール 8 の規定する AI ガバナンスの相互運用性の確保は、AI ガバナンスの水準を担保する点でトラストの確保に資するとともに、自国と同様の制度を取る国への製品やサービスの展開を容易

にする点で取引費用の削減にも貢献する。また、フィンテックにおける協力は産業育成の典型例と言えよう。

最後に、デジタル包摂性は SME のデジタル経済への参加や、女性の参画といった規定があり、これは産業育成とトラストの担保に貢献するといえる[22]。

図表 4　DEPA の評価の観点とモジュールの対応関係

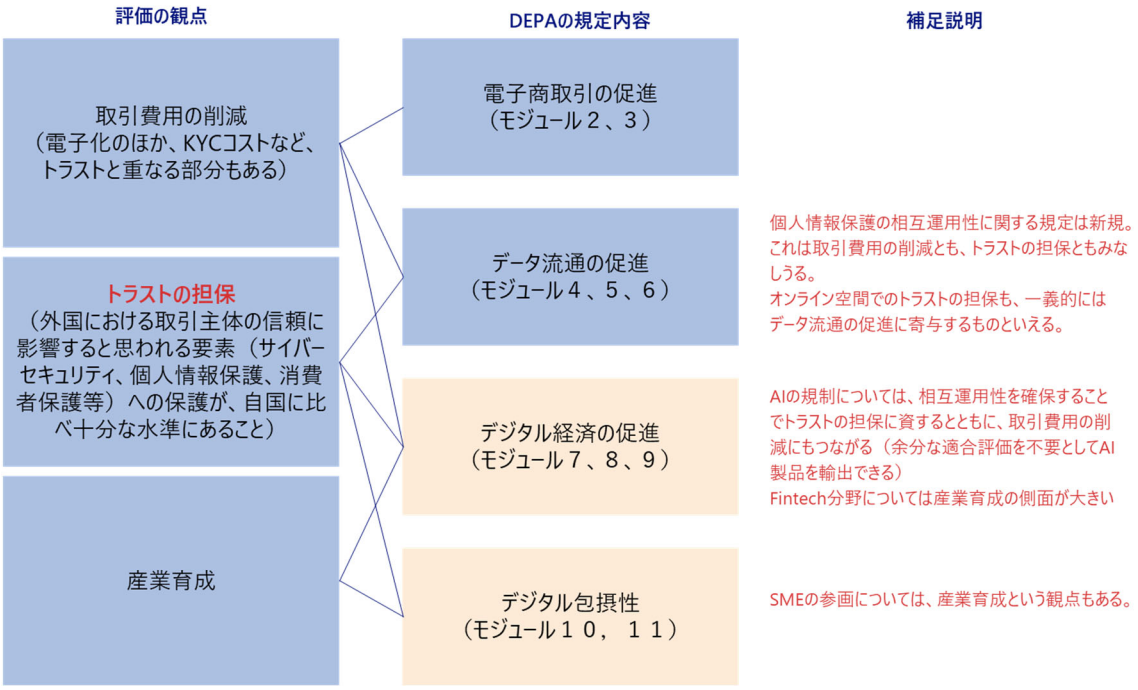

※DEPA の規定内容について、従来型の FTA（CPTPP 等）に含まれるものは青地で、DEPA 特有の先進的な規定は橙地で記載している。

以上の分析をまとめると、DEPA は従来 CPTPP 等がカバーしていった範囲を超え、デジタル経済の促進やデジタル包摂性に関する規定を持ち込むことで、トラストの担保やデジタル経済における国境を超えた産業育成を図る協定といえる。そして、その実現手段として、制度間の相互運用性の確保や、AI や個人情報保護については、制度自体が最低限具備すべき内容をも規定している。

こうした DEPA が目指す方向性自体は、先行研究の多くが肯定的に評価している通り、筆者もデジタル経済のあり方を考えると、正しい方向性と考えられる。問題は、これを条約という形にする必要があるのかである。ここでは、原加盟国や先行研究が DEPA の特徴と

[22] デジタル包摂性については、デジタル貿易の推進が女性等の経済への参画を促進し、社会的公正をむしろ増進するという意味での、自由貿易という制度への信頼を醸成するという意義もあり得る。ただ、これは本稿の定義する「トラスト」には含まれないため、ここでは扱わない。

して特に言及しているAIとデジタルIDを例に、日本の事例も踏まえながら検討する。

（2）AIガバナンスのルール形成

日本が参加するAIのガバナンスに関する取り組みを下の表としてまとめた。個別の内容については言及しないが、DEPAで規定された要素（説明可能性、透明性、公正性及び人間中心の価値観）は既に様々なAIに関する原則において採用されている。また、相互運用性確保に向けた取り組みが存在していることが分かる。

図表 5　AIに関する国際的なルール形成（日本が参加するものを中心に）

分類	組織・会議体名	代表的制度・文書名
マルチ	OECD[23]	OECD　AI原則[24]
	欧州評議会（CoE）	AI条約案[25]
	Global Partnership on Artificial Intelligence(GPAI)	（官民の議論の場であり、具体的な成果文書等はない）
プルリ	G7	デジタル大臣宣言、附属書5　AIガバナンスの相互運用性を促進等するためのアクションプラン（後掲）
バイ	日EU・ICT戦略ワークショップ/日EU・ICT政策対話 ※毎年1~2回開催	第13回プレスリリース[26](EU側からAI規制やAI原則に向けた取組の状況説明があり、政策レベルでの協力の重要性、AIに係る理解共有の重要性などを説明。日本側からはG7やG20などのAI原則に係る国際場裡における議論の経緯や今後の取組、特に2022年に日本が議長を務めるGPAIについて、また人間中心のAI実現のための取組について説明)

[23] デジタル経済政策委員会（CDEP）内のWorking Party on Artificial Intelligence Governance（AIGO）

[24] OECD, “Recommendation of the Council on Artificial Intelligence”, https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449

[25] Council of Europe, “REVISED ZERO DRAFT [FRAMEWORK] CONVENTION ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE, HUMAN RIGHTS, DEMOCRACY AND THE RULE OF LAW” , https://rm.coe.int/cai-2023-01-revised-zero-draft-framework-convention-public/1680aa193f)

[26] 総務省「日EU・ICT戦略ワークショップ（第13回）の結果」（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000131.html）

	インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話	第 13 回プレスリリース[27]（AI ガバナンスについて、今後の検討課題とされた）
	米・EU 貿易技術評議会（TTC）[28]	米・EU が協力して「信頼できる AI とリスク管理のための評価・測定ツールに関する共同ロードマップ」を策定、実施している。
モノ	日本政府（内閣官房・人間中心のＡＩ社会原則会議）	人間中心の AI 社会原則[29]、等
	EU（参考）	AI 規則案[30]、GDPR 等

また、AI ガバナンスの枠組間の相互運用性に関しても議論が進みつつある。2023 年の G7 デジタル・技術トラックにおいては、附属書 5 においてこれが具体化され、AI ガバナンスに関する相互運用性を確保するための標準化や、相互運用性に関する議論の奨励が規定される。また、この中では中小企業やスタートアップへの言及もあり、産業振興的な側面も入れ込まれている点が見て取れる。

Ｇ７デジタル・技術トラック 附属書 5　AI ガバナンスの相互運用性を促進等するためのアクションプラン[31]（デジタル庁仮訳、下線は筆者）

1. 我々は、人間中心で信頼できる AI を促進するために、信頼できる AI のための相互運用可能なツールの役割を支援し、AI とデータドリブンエコノミーへの信頼を構築し責任ある AI イノベーションのためのオープンで実現可能な環境を構築する役割を認識することを決意する。

2. 我々は、<u>AI ガバナンスの枠組みを超えた相互運用性を促進するため</u>に、標準開発組織（SDO）における国際標準の開発への包摂的なステークホルダーの参加を支持する。国際

[27] 総務省「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話 （第 13 回会合）の結果」（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000149.html）

[28] European Commission, “EU-US Trade and Technology Council”, https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/stronger-europe-world/eu-us-trade-and-technology-council_en

[29] 内閣府「人間中心の AI 社会原則」（https://www8.cao.go.jp/cstp/aigensoku.pdf）

[30] European Commission, “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL LAYING DOWN HARMONISED RULES ON ARTIFICIAL INTELLIGENCE (ARTIFICIAL INTELLIGENCE ACT) AND AMENDING CERTAIN UNION LEGISLATIVE ACTS”, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52021PC0206

[31] デジタル庁「Ｇ７デジタル・技術トラック附属書５　AI ガバナンスの相互運用性を促進等するためのアクションプラン（仮訳）」（https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/efdaf817-4962-442d-8b5d-9fa1215cb56a/2ee83a2d/20230430_news_g7_results_japanese_05.pdf）

的な AI 技術標準に関する G7 の協力を強化するために、我々は以下のことを決議する。
-国際的な AI 技術標準の開発への取組について、ステークホルダーの認識を高める。
-国際的な AI 技術標準の策定に積極的に参加する方法について、ステークホルダーの能力を高める。
-責任ある AI を進めるためのツールとして、国際的な AI 標準の採用を奨励する。
3. 我々は、ガバナンスフレームワーク間の相互運用性、リスク評価・管理フレームワーク、監査、潜在的な認証スキームなど、信頼できる AI のためのツールに関する G7 ワークショップ／ラウンドテーブルを通じて対話を促進し、G7 メンバーから専門家やイノベーターを集め、以下の事項について議論することに努める。
・信頼できる AI システムの採用に向けた課題と機会
・国際的に活動する中小企業、スタートアップその他のステークホルダーへの支援に向けた提案
・信頼できる AI の開発と導入に関する国境を越えた協力の機会と課題
・規制と非規制的枠組み、SDO で開発された国際技術標準や認証制度の持つ利点
4. 我々は、ガバナンスの枠組みを超えた相互運用性を促進するために、信頼できる AI のための指標やツールを開発について、OECD、GPAI、UNESC 等を含む国際機関やイニシアティブとの協力を歓迎する。また、我々は、G7 内や OECD などの場で、生成 AI を含む AI に関する今後の機会や課題に関する将来の政策や社会のニーズについて、関連するすべてのステークホルダーとの協力を強化する。
5. 我々は、OECD の AI 原則を採択し実施するために、発展途上国や新興国との関与を強化することを求め、世界的に AI イノベーションを実現可能にする環境を支援しつつ、民主主義的価値や人権・基本的自由の尊重を強化し、世界中の AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性を促進するための集団的な努力を歓迎する。

（3） 主要なデジタル ID に関する規制枠組

多くの国では政府機関や民間事業者等が適切にデジタル ID を運用するためのガバナンスフレームワーク（トラストフレームワーク）を策定・発行しており、各デジタル ID 運営主体はこれらを踏まえたガバナンスの態勢構築が求められている。日本においては、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法、電子署名法等で本人確認に関する要件は規定されているが、デジタルアイデンティティ全般のガバナンスフレームワークは存在していない。

図表 6　主要国の主なデジタル ID に関するガバナンスフレームワーク

国	発行組織	ガバナンスフレームワーク	概要
米国	NIST	NIST SP800-63シリーズ (2017)	• アメリカ国立標準技術研究所(NIST)は、「電子的認証に関するガイドライン」としてSP800-63シリーズを策定しており、政府機関のみならず民間部門も含めて広く参照されるガイドラインとなっている。
EU	欧州委員会	eIDAS規則	• eID（電子本人確認）とeトラストサービス（電子署名、電子シール、タイムスタンプ、電子配布、ウェブサイト認証等）について定めたもので、EU加盟国に法律として適用される。(2014年7月23日批准)
豪州	デジタルトランスフォーメーション庁	Trusted Digital Identity Framework	• 豪州のデジタルトランスフォーメーション庁は、2018年2月にTrusted Digital Identity Framework(TDIF)を公表。デジタルアイデンティティサービスのプロバイダーの認証の基準やルールを規定。
英国	デジタル・文化・メディア・スポーツ省	UK Digital Identity and Attributes Trust Framework	• 2021年2月にしたデジタルアイデンティティを活用する事業者（アイデンティティサービスプロバイダー、アトリビュートサービスプロバイダー、オーケストレーションサービスプロバイダー、リライングパーティ）向けのガイドライン（アルファ版）。将来的にプロバイダーの認証を行うことを目指し、必要となる要件などについて明記。
カナダ	DIACC ※非営利団体	Pan-Canadian Trust Framework (PCTF) 1.0	• カナダ財務省のタスクフォースでの提言を受け2012年に設立された非営利団体。 • PCTFはカナダの政府機関や民間事業者がデジタルアイデンティティを利用する際のフレームワークとして策定。
-	OIX ※非営利団体	OIX Guide to Trust Frameworks	• OIXは2010年に発足した非営利団体。米国政府の要望により、OpenID FoundationとInformation Card Foundationの資金等をもとに設立。 • トラストフレームワークは、デジタルアイデンティティを活用する事業者向け、原則や内容、責任などについて具体的に既定。

また、こうした各国のデジタル ID フレームワーク間の相互運用性を確保する動きも進みつつある。最も先進的と目される事例が、OECD のデジタル ID 勧告である。OECD 勧告は国際法上の拘束力を持つものではないが、任意の協力を進めるため、OECD における関係国政府間の議論の結果を反映したものであり、実務当局としては一定程度これに準拠した制度を国内的に実施することが見込まれている。実際、先に言及した、OECD プライバシーガイドラインも勧告であり、拘束力はないものの、各国の法制度の基礎とされてきた。また、将来的には条約において国内制度上これに準拠する義務を規定することで、拘束力を持つ形で国内履行が担保されることもある。先の DEPA の規定はこの例である。

同勧告においては、デジタル ID の国境を超えた相互運用性の確保が規定されており、DEPA を超えた協力が規定されている。具体的には、VII において、国境を超えたデジタル ID のユースケースやユーザーニーズ、リスクの特定とその提言措置を規定する。また、VIII においては、FTA を含む協力の構築等を通じて相互運用性を確保することや、外国人ユーザーの差別禁止等が規定されている。

OECD デジタルアイデンティティのガバナンスに関する勧告[32]（筆者訳、抜粋。下線は筆者）

デジタル ID の国境を越えた使用を可能にする

VII. さまざまな国境を越えたシナリオにおけるユーザーおよびサービスプロバイダーの進化するニーズを特定することを推奨する。そのために、支持者[33]は以下を行う：

[32] OECD, “Recommendation on the Governance of Digital Identity”, https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0491

[33] 賛同者（Adherents）は本勧告に同意した国であり、勧告末尾に記載がある。DEPA では、チリとニュージーランドは入るが、シンガポールは含まれない。日本のほか、米国や英国、ドイツ、フランス等は含

■ 1. 異なる法域で属性および／またはクレデンシャルの共有を必要とする活動を特定することで、それぞれの状況およびユーザーの経験に応じて、デジタル ID システムの国境を越えた相互運用性のための優先ユースケースを特定する；

■ 2. 国際的に協力して、デジタル ID ソリューションを認識、統合、および信頼するための他の法域のサービスプロバイダのニーズを特定する；

■ 3. デジタル ID システムおよび関連ユースケースの国境を越えた相互運用性に関連するリスクを特定し、必要に応じて緩和手段を採用する

VIII. 他国のデジタル ID システムおよび発行されたデジタル ID に対する信頼の基盤を確立するために国際的に協力することを推奨する。そのために、賛同者は以下を行う：

■ 1. 国境を越えたデジタル ID を支援する国際的なカウンターパートおよび活動に適切に関与するために、国の窓口を指定する；

■ 2. デジタル ID システムの国境を越えた相互運用性を可能にするために、既存の法律、トラストフレームワークおよび技術基準の首尾一貫性、互換性または同等性の評価、自由貿易協定を通じた協力の模索、国境を越えた規制実験の機会の特定など、国際的な規制協力に関与する；

■ 3. デジタル ID の国境を越えた相互運用性が、必要不可欠なサービスまたは商取引へのアクセスにおいて外国人ユーザーを差別するために使用されないようにする；

■ 4. 国境を越えた取引におけるデジタル ID の使用に関連する責任の根拠の明確化に取り組む；

■ 5. 経験およびベスト・プラクティスを交換し、技術標準に合意し、イノベーション・プログラムを整 合させることによって、国境を越えた信頼できるデジタル ID ソリューションの相互運用性を促進するために、デジタル ID エコシステム全体の関連利害関係者と協力して、二国間および多国間の協力に関与する。イノベーション・プログラムを調整する；

■ 6. 国境を越えた公共サービスについては、適宜、海外の特定の公共部門機関に保存されている ID 属性と、デジタル ID プロセスを通じてユーザーについて共有される属性または情報とのマッチングを可能にし、サービスにアクセスしようとするユーザーの ID とデジタル ID とのマッチングを確保する；

■ 7. 以下を可能にするために必要な手順をまとめたロードマップを作成する：

a. 国内で認識されたデジタル ID ソリューションおよび関連属性とクレデンシャルを国際的に使用する。

b. 他国のデジタル ID ソリューションおよび関連する属性とクレデンシャルを国内で認識する。

まれている。

（4）小括

AI 及びデジタル ID についてみた通り、DEPA が規定する協力内容の多くは、既に OECD やバイの関係など、デジタル政策を議論するフォーラムにおいて、バイ・プルリ・マルチで実現しつつあるといえる。したがって、あえて DEPA という協定を締結し、それを基に協力していくという姿勢は、DEPA に基づく規制協力が既存のフォーラムの屋上屋となりかねない危険をはらんでいるといえよう。もちろん、対話のチャネルが多いことは問題ではないという考えもあり得るが、Goodman が指摘する通り、フォーラムが増えればその分断片化の危険性も高まっていく。また、国内的な調整コストも大きくなるだろう。

以上のような状況にもかかわらず、3．で取りあげた多くの論者は DEPA を野心的な協定として高く評価していた。筆者はこの原因として、交渉や研究を担う通商の専門家にデジタルフォーラムの議論状況が十分には共有されていない懸念があるのではないか、と考えている。もちろん、労働や環境等、このような問題は過去にもあった。しかし、デジタル化はあらゆる産業や社会課題の解決に及んでおり、その影響は大きい。また、過去まさにそのような断絶があったがゆえに通商フォーラムへの批判をまねいたことも事実であろう。これを繰り返すことは避けるべきである。

もっとも、各論者はこの状況を知りつつなお DEPA を積極的に評価している可能性もある。仮説としては、今は協力義務にとどまるが、やがて規制水準を規律するより高度な義務に発展する可能性や、通商法特有の規律（内外無差別など）は既存のフォーラムでできていないので[34]、これが将来的には導入される可能性がある、といった理由が考えられる。しかし、これらは先行研究では明示されていないため、不明である。

それでは、本稿で取り上げた範囲のルール形成はデジタルフォーラムに任せてよいのか。筆者は通商の知見が活用できる場面はあると考えている。例えば、正当な規制と保護主義的な規制の峻別は通商法が最も得意とするものであり、将来的にルールが高度化した際、政策目的と措置の関係性を審査する知見はここで活用できる。例えば、デジタルフォーラムにおいては、目的が偽装されている場合（保護主義的な目的にもかかわらずセキュリティを理由としてデータローカライゼーションを導入するなど）にどうするか、という議論がようやく開始されるような場面も見られた[35]。このような場合、目的の真正性よりは、措置と目的の関係（合理性、必要性など）を審査する、といった通商法の知見はここで活用できると思われる。

---

[34] ただし、先に見た OECD のデジタルアイデンティティ勧告にはその片鱗がみられる。

[35] 筆者の経験による。

５．おわりに

（１）DEPA がデジタル貿易の多角的ルール形成に与える影響

先行研究の指摘する通り、DEPA はデジタル経済の推進に必要な要素をある程度網羅的に提示している点で意義を有する。すなわち、DEPA を 1 つの指標として、仮に DEPA の内容でグローバルなルール形成、世界貿易機関（WTO）における電子商取引交渉や FTA/EPA やデジタル貿易協定（DTA）において取り組んでいないものがあれば、その点については積極なルール形成が求められる。これは例えば個人情報保護制度の相互運用性や貿易円滑化（電子請求等）に向けた一部規定が該当する。

ただ、先行研究が指摘する DEPA の特徴的な規定、例えばデジタル ID や AI のガバナンス枠組み等は、４．で指摘した通り、既にデジタル関係の対話等において一定の取り組みが進んでおり、貿易ルールとしてあえて規定すべきか疑問である。

最後に、デジタル包摂性については、今後グローバルサウスの巻き込みも含めて重視されるところであり、その位置づけを検討すべきであるといえよう。

また、DEPA が触れていないがデジタルフォーラムでは議論が進む論点についても検討を加えていく必要がある。この点は本稿の検討を超えるが、例えばガバメントアクセスは 2022 年 12 月に OECD において「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」が出され、国際的な議論が進んでいる[36]。これを通商フォーラムとしてどう位置づけるかについても検討を行っていく必要があろう。

この点、2023 年 10 月に開催された G７の貿易大臣会合においては、声明の中で上記ガバメントアクセス宣言を歓迎するとともに、「政府による、機密情報を含む非個人データへの正当化できないアクセスが、越境データ流通の信頼性を損ない、実質的な障壁となることを認識する」と、将来的な非個人データへのガバメントアクセスに関する取り組みを示唆するような言及もあり、注目される[37]。

---

[36] OECD「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/government_access_jp.pdf）

[37] 経済産業省「Ｇ７貿易大臣声明（大阪・堺、２０２３年１０月２９日）（仮訳）」（https://www.meti.go.jp/press/2023/10/20231029001/20231029001-b.pdf）

図表 7 デジタル貿易の多角的ルール形成に DEPA の与える影響

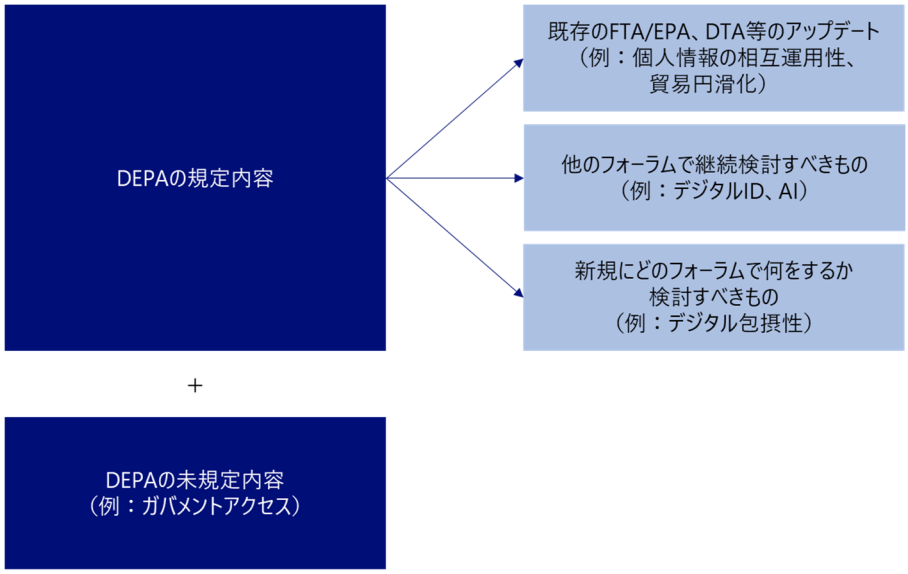

なお、デジタルフォーラムとの関係では、2023 年の G7 デジタル・技術大臣会合を経て立ち上げが予定される DFFT 推進の枠組み（IAP）においても、デジタル ID や様々な規制間の相互運用性確保が議論される予定であり、DEPA の位置づけを考えると、さらに IAP とのすみわけ、連携も検討していく必要がある。

図表 8　IAP の概要[38]

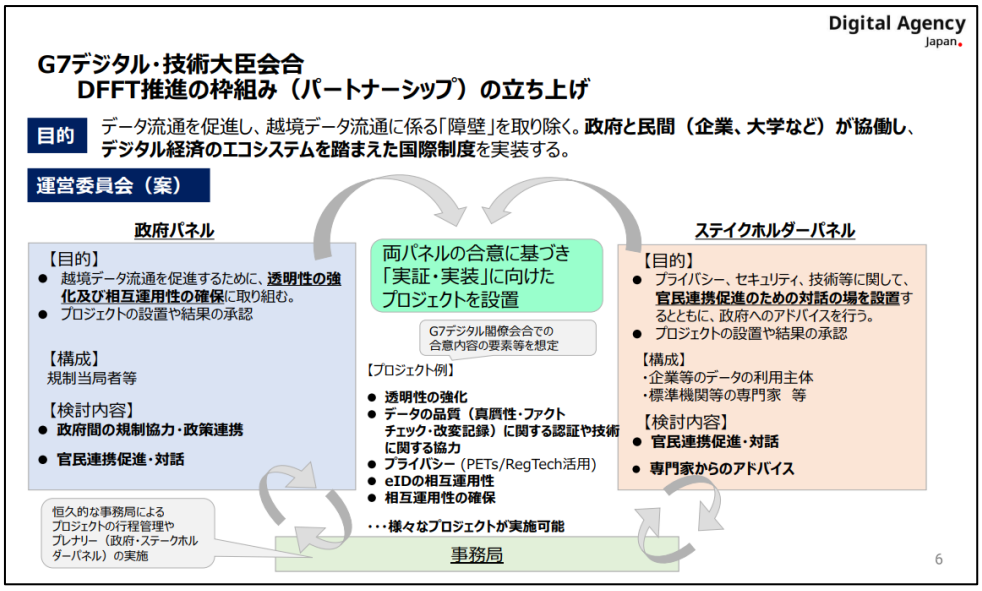

[38] デジタル庁「DFFT の具体化に向けた取組」（令和 5 年 2 月 28 日 データ戦略推進ワーキンググループ（第 6 回））

（２）我が国にとってのDEPA加盟の意義

①中国・韓国のDEPA加盟の狙い

個人情報保護やデジタルIDなど、デジタル経済基盤を支える規制枠組の国際的な相互運用性を確保することでデジタル経済の持つ可能性を最大化する、という点について DEPAと日本の目指す方向性は一致している。

ただ、日本ではEU・米国や他のOECD加盟国との相互運用性確保に向けた取り組みがデジタルフォーラムで既に進んでおり、あえてDEPAという新たな協力の場に加盟する意義は乏しい。

DEPA 加盟への意義を見出すなら、将来的に途上国の加盟国が増える場合、グローバルサウスを含め、アプローチ先を一挙に拡大できるという点で魅力ではある。他方、加盟国が増えるとその分 N：N の関係で相互運用性を確保する必要が生じ、結局は上からの規制統合（標準化等）に傾きがちであるから、やはり欧米を抑えておいた方が良いのではないかとも考えられる。

この点について、似たようにデジタルフォーラムを多数有する韓国がDEPAに加盟した理由が参考になるかもしれない。報道によると。韓国のDEPA加盟の狙いは次の通りである[39]。

「韓国政府はＤＥＰＡに基づいてＡＳＥＡＮ（シンガポール）・大洋州（ニュージーランド）・中南米（チリ）など圏域別主要国を拠点に韓国企業の電子商取引基盤輸出およびデジタルコンテンツ・サービスの海外進出機会が拡大すると期待している。今後、加盟国が拡張されれば、恩恵範囲も広がるものとみられる。（中略）

特に、サーバーを現地に置くように求めてはならない「データ現地化禁止義務」規定はネイバーなど国内情報技術（ＩＴ）企業に実質的に役立つものと見られる。例えば、クラウド事業でシンガポールに進出しても、現地にデータセンターの建設を義務付ける必要はない。産業部関係者は「該当規定があれば現地データを韓国で保存・処理できるようになる」として「韓国ＩＴ企業の立場では現地データセンター設置費用を削減できるだろう」と説明した。

安本部長は「韓国の加盟を契機にＤＥＰＡが広範にわたるアジア太平洋地域デジタルプラットフォームに発展していくことが期待される」として「ＤＥＰＡ先制的加盟を通じてグローバルデジタル規範をめぐる議論をリードしていく」と明らかにした」

韓国は CPTPP 加盟国ではないから、ローカライゼーション関連の規律を重視している

[39] 中央日報日本語版「『FTAのデジタルバージョン』DEPAに韓国も合流…Kコンテンツの国境が拡大」（https://s.japanese.joins.com/JArticle/305319?sectcode=320&servcode=300）

ことが分かるが、もう 1 点、DEPA 加盟を通じて、グローバルなデジタルルール形成をリードしようとしている点も読み取れる。

同様に、近年グローバルなルール形成に関する影響力、「制度性話語権」を獲得しようとする中国もまた、DEPA 加盟を表明しており、韓国と同様に DEPA をグローバルなルール形成のステップストーンとして用いようという意図を持っている可能性も否定できない[40]。実際、中国の報道においては、中国政府関係者から、DEPA は加盟国の経済規模は小さいものの、先進的なデジタルルール形成においてはデジタル単独の協定が、デジタルルールを含む従来型の FTA（CPTPP 等）と同様に重要であり、この流れも抑えに行く必要があるため、DEPA への加盟を判断したとのコメントもある[41]。

このような可能性を視野に入れると、ルールの内容に重複があるとしても、我が国の意図と異なった意図をもったルールの影響力をあらかじめ削ぐ、あるいは我が国の意図を反映したルールが様々なルートを通じてグローバルなルール形成へとつながるよう、積極的に DEPA に関与していくことも選択肢の 1 つとなるだろう。

この点、米国のデジタル貿易ルールに対する方針が 2023 年に入って大きく変化しており、これもまた我が国として DEPA の動向を注視する理由の 1 つとなる。次はこれについて論じたい。

（3）国際的な環境変化と我が国のとるべき方向性

①米国のデジタル貿易ルール形成の動向

米国はデータ関連のハイレベルな政策形成に対して高い関心を有してきた。これは、最終的には離脱したものの、（CP）TPP の電子商取引章における越境データ流通の自由化、データローカライゼーションの禁止、およびソースコード開示要求の禁止、いわゆる TPP3 原則の規定に表れている。また、WTO における電子商取引交渉においてもこれを維持してきたほか、USMCA のデジタル章や日米デジタル協定において、これを発展させてきた。そして、こうした米国の姿勢の背後には、GAFAM(Alphabet (Google), Apple, Meta (Facebook), Amazon, Microsoft)をはじめ、デジタル経済において大きな市場シェアを占める米国企業の存在と、その政治的な支援があったのも事実であろう。

しかし、2023 年に入り、米国のハイレベルなデジタルルールを追求する姿勢に変化が生じた。米国通商代表部（USTR）は、JSI 交渉で支持してきた上記のハイレベルなデータ関連条項について、その支持を撤回したと報道されている[42]。また、同様に米国は、米国が推

---

[40] この点について、渡邉真理子他「中国の CPTPP 参加意思表明の背景に関する考察 （改訂版）」（https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf）、特に 13-15 頁を参照

[41] 人民網「中国はなぜ DEPA 加盟を申請したのか？その影響は？」（2021 年 11 月 4 日）（http://j.people.com.cn/n3/2021/1104/c94476-9915595.html）

[42] JETRO「米政府、電子商取引に関する WTO 交渉で一部支持撤回、議会や産業界から批判も」

進する IPEF の柱の 1 つである貿易におけるデジタルルール交渉においても、もはやハイレベルなルール形成を見送ることを通知した[43]。このように、米国の交渉姿勢には重大な変化が生じているが、米国がこのように判断するに至った理由は何か。

JSI 交渉での姿勢の変化について、米国の交渉担当者は「デジタル貿易へのアプローチを巡って国内で議論する『政策的余地（Policy space)』を確保するため」と説明している[44]。すなわち、米国の交渉姿勢の変化は、国際的な環境変化や経済的な理由というよりは、国内における政策論議との関係によるものであると考えられる。

筆者は「政策的余地」とは Big Tech(GAFAM 等の大手デジタル事業者を指す)や AI に関する規制を行う余地と考えている。これは、上記の米国の JSI 交渉での支持撤回について、連邦議会上院で通商を所管する財政委員会に所属し、いわゆる急進左派とされる民主党のエリザベス・ウォーレン議員が USTR の動きについて、「テック企業の独占を優遇するデジタルルールは、米国の貿易協定としては成功の見込みがない」と述べている点からも明らかであろう[45]。

議員の背後には、ロビー活動を行う市民団体がある。ウォーレン議員がその主張を支持する団体の 1 つであり[46]、Big Tech への規制強化を掲げる市民団体 American Economic Liberties Project はその典型例といえるため、その主張のうちデジタル貿易に関連する点についてふれておきたい。

同団体は 2023 年に発行された報告書で、通商協定がプライバシーや AI、競争政策といった Big Tech への規制について、通商協定が国際的に先占（Preemption）を行うことで、米国の政策形成の余地を狭めることを批判している[47]。

とりわけ、越境データ流通の自由化、データローカライゼーションの禁止、およびソースコード開示要求の禁止というハイレベルなデジタルルールに関する条項については、USMCA の条文を基に、米国議会で現在検討中の Big Tech に関する規制法案の妨げとなるとして、次のように分析している（なお、同報告書はデータ流通の自由化とローカライゼーションの禁止を一体として扱っている)。

(https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/10/38f62cc7f72c65cb.html)

[43] 日本経済新聞「IPEF、先端デジタル協定先送り　米国が参加国に伝達」(https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGN0744A0X01C23A1000000/)

[44] JETRO、前掲

[45] 同上

[46] Politico, “Washington’s Angriest Progressive Is Winning Over Conservatives – and Baffling Old Allies”, https://www.politico.com/news/magazine/2023/04/21/matt-stoller-hawley-trust-busting-00092679

[47] Daniel Rangel and Lori Wallach, “International Preemption by “Trade” Agreement: Big Tech’s Ploy to Undermine Privacy, and Anti-Monopoly Policies”, https://rethinktrade.org/wp-content/uploads/2023/03/International-Preemption-by-Trade-Agreement.pdf

図表 9　デジタル貿易ルールと抵触の懸念される米国内法案（抜粋）

デジタル貿易ルール	抵触が懸念される米国法案の内容（法案名）
越境データ流通の自由化・データローカライゼーションの禁止（USMCA, 19.11 及び 19.12 条）	・本人の自らの個人情報に関する訂正や削除等の権利行使について、移転先の第三者等について通知する事業者の義務（American Data Privacy and Protection Act (H.R.8152)） ・データの取得、保管、提供、利用に関する最小化（My Body, My Data Act of 2022 (H.R.8111/S.4434)） ・個人データの特定国等に対する輸出制限の導入（Protecting Americans' Data From Foreign Surveillance Act of 2022 (S.4495)）、等
ソースコード開示要求の禁止（USMCA 19.16 条）[48]	・アルゴリズム影響評価（American Data Privacy and Protection Act (H.R.8152), White House Blueprint for an AI Bill of Rights: Making Automated Systems Work for the American People） ・法執行目的で利用される顔認証システムの国立標準研究所（NIST）における評価（Justice in Forensic Algorithms Act of 2021 (H.R.2438)）、等

また、データフロー条以外の問題点として、BigTech 規制とデジタル製品の無差別待遇に関する条項との抵触についても、その可能性を指摘している[49]。ここでは、EU のデジタル市場法やデジタルサービス法等や、それと類似する内容を持った米国の国内法案がこれらに抵触する可能性を指摘する。

もっとも、仮に抵触が生じたとしても、各条項には正当な公共政策上の目的（LPPO）に基づく例外が存在し、同プロジェクトが指摘する政策空間の確保はこれによって実現される可能性もある。しかし、同プロジェクトは、通商ルールにおいて例外は極めて例外的にしか認められないとして、このような可能性に否定的な結論を下している。すなわち、同様に通商協定の非通商目的を定める GATT20 条や GATS14 条に関する例外を検討した別のレポートにおいて、これらが WTO の紛争解決手続きにおいて、ほとんど成立を認められていない点を指摘している[50]。

法案によっては、より詳細な USMCA 等の例外への該当性を検討しているが、紙幅の関係上、これらについては省略する。その当否の分析は、後掲の通り我が国にとっても重要な

---

[48] *Ibid.*, pp. 7-12.

[49] *Ibid.*, pp. 25-30.

[50] Daniel Rangel, “WTO General Exceptions: Trade Law’s Faulty Ivory Tower,”, https://www.citizen.org/article/wto-general-exceptions-trade-laws-faulty-ivory-tower/

課題となろう。

米国は 2024 年 11 月に大統領選挙を控え、現バイデン政権は急進左派の支持を取り付けるため、少なくともそれに反する動きを差し控えており、選挙が終わるまでこの姿勢が続く可能性が高いことを指摘できる。すると、少なくとも選挙が終わるまでは上記の米国の指針に変化はないと考えられ、それを踏まえた対応を考える必要がある。

②我が国のデジタル貿易ルール形成に関する方向性

まず確認しておきたい出発点は、日本は日本独自の判断として信頼性を担保しつつ、データの自由流通を確保する政策、すなわち DFFT を選択したという点である。これは、企業活動はもちろんのこと、社会全体で国境を越えてデータを流通させ、その価値を最大化させることがあるべき政策として適切であると判断したからだろう。

筆者はこの方向性は正しいと考えている。そして、政策的にはこの目的を実現する手段としてハイレベルなデジタル貿易ルールの形成が選択され、また、昨年から今年にかけて IAP という新たな枠組みが加わったと認識している。DFFT が日本独自の政策である以上、米国の姿勢の変化は、以上述べた我が国の政策変更を促すものではなく、引き続きこの実現に向けて努力を続けるべきと考える。

ただし、米国の姿勢の変更によって、短期的並び中長期的に、いくつか手段論において変更すべき点があると考えられるため、以下、その点について述べたい。

・「政策空間の確保」に向けた論理武装

短期的に重要な課題の 1 つは、上記の急進左翼やその支持を受ける政治家等のデジタル貿易ルールへの批判に対して、適切な反論を構築することである。これは単に米国のみの問題ではなく、Big Tech 規制を推進する他の諸国（先進国、途上国を問わず多くの国が該当する）にも広がりを見せる可能性がある。

確かに、個人情報保護を目的とした越境移転制限や、ソースコードの開示要求の禁止といったハイレベルなデジタル貿易ルールが、個人情報保護制度の制定や、競争政策、AI の安全性確保に向けた措置と抵触を生じる可能性は否定できない。特に AI 規制や Big Tech 規制は、ここ数年出てきた重要なデジタル経済の政策テーマであり、これらの規制を行う裁量が既存のデジタル貿易ルールを含む協定（例えば CPTPP、USMCA）において確保されているか否か、検討しておくことは有益であろう。筆者も、個人情報保護とガバメントアクセスについて、過去そのような検討を実施してきた[51]。

この点は本稿の主題を離れるため詳述しないが、一点、先に引用した LPPO 例外により

[51] 拙稿「個人情報の越境移転制限に対する規律」『日本国際経済法学会年報第 26 号』（2017 年 10 月）及び同「ガバメントアクセス（GA）を理由とするデータの越境移転制限―その現状と国際通商法による規律、そして DFFT に対する含意―」（https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/19j067.pdf）

これらへの正当化が認められない可能性が高い、との批判に簡単に反論しておきたい。引用した論文が指摘する通り、確かに過去の WTO 紛争解決手続における一般例外による正当化が奏功したケースは少ない。しかし、WTO においては、物品、サービス等の諸委員会における懸念表明や、パネル設置前のコンサルテーション等、加盟国の間で複数の相互理解に向けた過程がある。さらに、例外で明らかに正当化される措置（例えばイスラム諸国における酒類の輸入禁止等）については、措置によって影響を受けた加盟国であっても、問題視すらせずに受け入れているものが多くある。WTO の紛争解決手続に至るのは、そもそも相当程度に違反の可能性の高い措置のみであり、いわば氷山の一角に過ぎない。それだけを見て、例外が限られた場面にしか認められないとの判断を下すのは適切な議論とは言い難い。

もちろん、適切な反論を行ったところでそれが受け入れられる保障はないが、少なくとも日本としての論理を示すことは重要である。筆者は AI 規制や BigTech 規制は LPPO 例外において正当化されると解しているが、必要に応じて脚注や Annex、サイドレター等、法的に手当てをした形でこれを認める手法についても検討することが有益であろう。この点、後述する日 EUEPA のデータフロー関連条項における脚注などを活用した裁量確保の手当は、このような試みの 1 つの例として参照する価値があり、米国の説得においても有用であると考える。また、米国においても通商法の専門家によるこうした裁量を確保した例外条項の規定に関する検討が開始されている[52]。こうした米国内の通商コミュニティの動向を踏まえつつ、必要に応じて彼らと連携し、米国政府や世論の説得を行うべきである。

・EU と協力しての米国の説得

米国のハイレベルなデジタル貿易ルール形成からの離脱は後退であるが、2023 年 10 月、時をほぼ同じくし、デジタル貿易の多角的ルール形成に向けた進展もあった。日 EUEPA におけるデータ流通関連条項の交渉妥結である。

2018 年に日 EUEPA が締結された際、おそらくは両国間のデータ条項の見解の隔たり、例えば CPTPP を基準とする日本と、モデル条項を擁する EU の間で意見の隔たりが埋まらず、3 年の期間を設けて再交渉を実施することとされた。その後、コロナ禍を挟んで 2021 年にはこの交渉の再開が決定され、2023 年 10 月にその実質的妥結を迎えた。その間の大きな変化は、Brexit に伴う EU と英国の通商・協力協定の締結であろう。これによって、EU のモデル条項を用いずに、しかしデータ関連条項を入れ込んだ FTA が締結されたこととなり、日本との交渉おいても、そのような可能性を開いたといえる。

執筆時点で合意された条文は公開されていないが、EU 側の資料によると、下記の通り、日 EUEPA の条文は、英 EU 通商・協力協定とかなり類似する内容となっている[53]。

---

[52] Simon Lester, “Some Digital Trade Policy Proposals for the Biden Administration on Data Flow Obligations and Exceptions”, https://ielp.worldtradelaw.net/2023/12/some-digital-trade-policy-proposals-for-the-biden-administration.html

[53] European Commission, “ANNEX to the Proposal for a Council Decision on the conclusion, on behalf of

第 8.81 条 電子的方法による国境を越えた情報の移転

1. 締約国は、電子的手段による国境を越えた情報の移転を確保することを約束する。

2. このため、締約国は、次の方法により、第 1 項に規定する情報の国境を越えた移転を禁止し又は制限する措置を採用し又は維持してはならない：

(a) 情報処理のために締約国の領域内のコンピュータ関連設備又はネットワーク要素の使用を要求すること（締約国の領域内で認証又は承認されたコンピュータ関連設備又はネットワーク要素の使用を要求することを含む）；

(b) 情報の保存又は処理のために、当該締約国の領域における情報のローカライズを要求すること；

(c) 他方の締約国の領域における情報の保存又は処理を禁止すること；

(d) 国境を越えた情報の移転を、当該締約国の領域におけるコンピュータ関連設備若しくはネットワーク要素の使用又は当該締約国の領域におけるローカライゼーションの要件を条件とすること；

(e) 締約国の領域内への情報の移転を禁止すること。

(f) 他方の締約国の領域への情報の移転に先立ち、当該締約国の承認を必要とすること。

3. この条のいかなる規定も、締約国が正当な公共政策の目的を達成するために第 1 項及び第 2 項と矛盾する措置を採用し又は維持することを妨げるものではない：

(a) 同様の条件が存在する国間の恣意的な若しくは不当な差別の手段となるような方法又は貿易に対する偽装された制限となるような方法で適用されないこと。

(b) 目的の達成に必要以上の情報移転の制限を課さないこと。

4.この条のいかなる規定も、締約国が、情報の国境を越えた移転に関するものを含め、個人データ及びプライバシーの保護に関する措置を採択し又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該締約国の法律が、移転される情報の保護について一般的に適用される条件の下で移転を可能にする手段を規定している場合は、この限りでない。

5. 本条は、締約国により又は締約国のために保有され又は処理される情報の国境を越えた移転には適用されない。

第 8.82 条 個人情報の保護

1. 各締約国は、各締約国の法令に定めるところにより、個人がその個人データ及びプライバシーを保護する権利を有すること並びにこの点において高い水準がデジタル経済における信頼及び貿易の発展に寄与することを認識する。各締約国は、それぞれの措置により規定

---

the European Union, of the Protocol amending the Agreement between the European Union and Japan for an Economic Partnership regarding free flow of data”, https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-16002-2023-ADD-1/en/pdf

される個人データ及びプライバシーの保護の適切なレベルを決定する他方の締約国の権利を認める。
2. 各締約国は、自国の管轄区域内で発生した個人データ保護違反から、国籍または居住などの理由に基づく差別なしに、個人を保護する措置を採用するよう努める。
3. 各締約国は、電子商取引に関する個人データの保護を定める法的枠組みを採択し、又は維持する。各締約国は、個人データおよびプライバシーの保護に関する法的枠組みの策定において、関連する国際機関の原則およびガイドラインを考慮すべきである。また、締約国は、民間部門が保有する個人データへの政府のアクセスに関する OECD 原則に概説されているような、民間部門が保有するデータへの政府のアクセスに関するプライバシーおよびデータ保護の高い基準が、デジタル経済における信頼に寄与することを認識する。

英 EU 通商・協力協定の規定（第 201、202 条）との違いは、情報の自由流通を定める 8.81 条の方がより禁止されるローカライゼーションの事項を多く定めていること、例外を定めていること（3.以下）、などとなっている。また、個人情報の保護について定める 8.82 条においては、2022 年に合意された、OECD 閣僚宣言におけるガバメントアクセスに関する原則がデジタル経済の信頼確保に貢献する旨が言及されている点も目新しい。同原則について明確に言及した初の国際協定となっている[54]。

また、8.81 条は複数の脚注を付しており、この点も注目される。本稿の議論との関係では、次の二点について指摘しておきたい。まず、事前承認の禁止を定める 2 項(f)について、「人工知能を含む ICT 製品、サービス及びプロセスを、商業化又は自国領土内での使用に先立ち、 本協定に合致する法律及び規制への準拠を確保するため、又はサイバーセキュリティの目的のために、 認証又は適合性評価を要求すること」は妨げられないとしている（脚注 1）。

第二に、第 3 項の LPPO 例外について、「本条において、『正当な公共政策の目的」は、客観的な方法で解釈されるものとし、デジタル技術の進化する性質を考慮した上で、公共の安全、公序良俗、若しくは人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護、又は公の秩序の維持若しくは公共の利益となるその他の類似の目的などの目的の追求を可能にするものとする』との脚注が付されている（脚注 2。下線は筆者）。下線部は原文で”taking into account the evolving nature of digital technologies”となっているが、これはいわば発展的な性格を持

[54] 筆者は 2019 年の論考において、プライバシーに関するガバメントアクセスの問題については通商フォーラムでの合意が難しいため、別トラックでルール形成を行い通商協定でそれをリファーすべきと論じたが、まさにそのような帰結となっている点も指摘したい（前掲、拙稿「ガバメントアクセス（GA）を理由とするデータの越境移転制限―その現状と国際通商法による規律、そして DFFT に対する含意―」、38 頁）。ただし、筆者は外部のフォーラムとして国連を想定していたが、ＯＥＣＤが短期的に合意できる場として選択されたと思われ、この日本政府の選択は正しいと考えられる。この点で当初から世界大のルールを志向した筆者の検討は理想論に過ぎたきらいがあった点を反省したい。

ち、将来の技術的な進歩に対して一定の手当てを行うことが可能となっていると思われる。

米国の Big Tech 規制や連邦プライバシー規制の法案は、EU を範としていることが多くある。その点で、EU がこれらの規制と自らの国際協定の整合性をどう担保しているかは、米国の急進左翼に対する説得材料となる。EU が既に導入している関連する規制、例えばプライバシー保護に向けた GDPR や AI 規則、Big Tech 規制（EU の文脈ではデジタルプラットフォーム規制）である P2B 透明化規則、デジタル市場法、デジタルサービス法等の関連規定と上記日 EUEPA や英 EU 通商・協力協定等の関連条項との抵触と調整をどう考えているか。そうしたルール形成のあり方を日本と EU が共同で示していくことで、米国内の議論、特に急進左翼を説得する材料となり得る。また、これは米国のハイレベルなデジタルルール形成の推進派に向けた援護射撃ともなるだろう。

この点、日 EUEPA においてはソースコードの扱いに関する条項が盛り込まれなかった点についても、さらなる検討が必要となるだろう。

・中国のルール形成動向への注視・抑止

2024 年 11 月の大統領選挙終結までは米国に目立った動きがみられないことは事実であり、この間のルール形成をどう考えるかも重要になる。また、そもそも米国の大統領選挙の結果次第では、この米国不在は長期化する可能性もある。

その間、中国が DEPA を自らの国際ルール形成に向けて活用する可能性は否定できない。もちろん、中国は日本にとっても重要なパートナーであり、ルールベースの国際社会の形成の一助として、中国の巻き込みを図っていくことは重要である。そこで、日本として目指すハイレベルなデジタル貿易ルールの形成に向けた観点から、次の 2 つの可能性を指摘したい。

１つは、DEPA を中国の CPTPP 加盟に向けたフォーラムとして活用される可能性である。冒頭述べた通り、加盟審査においては、DEPA の内容の国内履行を説明するプロセスがある。この具体的な内容は韓国の審査報告書が公表されていない現在、不透明であるものの、DEPA の加盟国は現時点では CPTPP 加盟国と重複しており、ここで中国が CPTPP のデータフロー関連条項を審査されたと理解すれば、また、そのような理解を他の DEPA 加盟国から取り付けられれば、CPTPP における加盟審査にも影響を与える可能性がある。

第二に、DEPA における中国の影響力の拡大と、それによる DEPA ルールの拡大である。現在、DEPA の加盟国は経済規模が比較的小さな国の集まりであるが、中国がここに加盟すれば、経済規模からいっても主導権を握る可能性がある。すると、DEPA 型のルール（データの自由流通はコミットせず実利的な相互運用性の確保が中心となる）が今後の国際ルール形成に影響を与える可能性が高まる。RCEP のほか、市場アクセス関連の規定を持たないデジタル貿易に特化した DEPA 型のルール形成、ハイレベルな内容を持たないルールが

広く支持を集めるとすれば、これは日本が推進するルール形成にとって大きな障壁となる可能性も否定できない。

こうした可能性を踏まえると、シンガポールやニュージーランドといった諸国に対して、日本から DEPA においても CPTPP と同レベルのハイレベルなコミットメントを維持することを働きかけ、CPTPP への影響を遮断していく動きが求められるだろう。

同時に、DEPA と CPTPP でともにハイレベルなコミットメントを中国に求めていくことは、中国のデータに関連する国内制度改革を促し、日本企業にとってのデータ保護、ビジネスの拡大につながる可能性もある。そのような可能性を開くためには、日本による DEPA 加盟も 1 つの手段となりうるだろう。米国という推進役を短期的には（大統領選挙の結果では中長期的にも）失う以上、日本には一層のグローバルなルール形成のリード役が求められるため、少なくとも非公式にはシンガポールやニュージーランド、韓国といった DEPA 加盟国・次期加盟国との関係維持・強化を図り、ハイレベルなコミットメントの重要性を堅持していくことが有益であろう。この際、日本が DEPA に加盟申請をしているか否かで、DEPA 加盟国から見た日本のハイレベルなルール形成に向けた真剣度やその意向の重要度が異なって映ることになる可能性も高い。このような点からも、DEPA への加盟申請は重要な選択肢となりうる。

TPP からの米国の脱退時と同様、国際舞台での日本の役割が増大しているといえよう。このような期待に応えるためにも、自戒を込め、日本の関係各位が DFFT を掲げた意義を改めて確認し、日本としての立場を国際的に示し、リーダーシップを発揮していくことを期待したい。

なお、2023 年 12 月には WTO の電子商取引交渉に一定の進展が見られ、JSI 共同議長声明が発表され、13 条文のデジタル貿易ルールに関する交渉の実質的妥結を宣言した[55]。ハイレベルなデジタル貿易ルールについては、「越境データ流通（データ・フロー）やデータ・ローカライゼーション、ソースコード等の困難な提案は、多くの交渉参加国・地域にとって重要である一方、議論には更に多くの時間を要する」と述べられている。ハイレベルなルール形成に中長期的な取り組みが必要なことは当初から見込まれていたものであり、この 13 条項の妥結にとどまらず、ルール形成の努力が継続されることを切望したい。

この点、ハイレベルなルールに関する今後の交渉について、藤井・室町は「自由化と政策裁量の確保のバランスをいかに図っていくかが、今後の交渉において大きなポイントになると考えられます」と述べているが[56]、本稿の提言とも軌を一にするものである。

---

[55] 経済産業省「WTO 電子商取引交渉に関する共同議長声明を発表しました」（https://www.meti.go.jp/press/2023/12/20231220004/20231220004.html）

[56] 藤井康次郎・室町峻哉「WTO 電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の実質的妥結」

『独禁/通商・経済安全保障ニューズレター』（2023 年 12 月 26 日）
（https://www.nishimura.com/sites/default/files/newsletters/file/competition_law_international_trade_231226_ja.pdf）

参考資料

モジュール 4 データイシュー

- 第 4.1 条 定義
  - 本モジュールにおいてコンピューティング設備とは、商業目的で情報を処理または保存するためのコンピュータサーバおよび記憶装置を意味する。
- 第 4.2 条：個人情報保護
  - 1. 締約国は、デジタル経済における参加者の個人情報を保護することの経済的及び社会的利益並びにデジタル経済における信頼及び貿易の発展を強化する上でかかる保護が重要であることを認識する。
  - 2. このため、各締約国は、電子商取引及びデジタル貿易の利用者の個人情報の保護を定める法的枠組みを採択し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護に関する法的枠組みの策定において、関連する国際機関の原則およびガイドラインを考慮するものとする。
    - （注）より確実性を高めるため、締約国は、包括的なプライバシー、個人情報または個人データ保護法、 データ保護またはプライバシーを対象とする分野別法、またはデータ保護またはプライバシーに関連する企業による自主的な約束の実施を規定する法などの措置を採択または維持することにより、本項 の義務を遵守することができる。
  - 3. 各締約国は、個人情報保護のための強固な法的枠組みを支える原則には、以下が含まれるべきであることを認識する：
    - (a) 収集の制限
    - (b) データの内容
    - (c) 目的の特定
    - (d) 利用の制限
    - (e) 安全保護措置
    - (f) 透明性
    - (g) 個人の参加
    - (h) 説明責任
  - 4. 各締約国は、自国の管轄区域内で発生した個人情報保護違反から電子商取引の利用者を保護するために、非差別的な慣行を採用する。
  - 5. 各締約国は、電子商取引の利用者に提供する個人情報保護に関する情報を公表する：
    - (a)個人は、救済を求めることができる。
    - (b)企業が法的要件を遵守する方法。
  - 6. 各締約国は、個人情報を保護するために異なる法的アプローチをとりうることを認識し、個人情報を保護するための各締約国の異なる制度間の互換

性および相互運用性を促進するためのメカニズムの開発を追求するものとする。これらのメカニズムには、以下が含まれる：

- (a) 自主的に又は相互の取決めにより、規制の成果を承認すること；
- (b) より広範な国際的枠組み；
- (c) 実行可能な場合、それぞれの法的枠組みの国家的なトラストマーク又は認証の枠組みによって与えられる同等の保護を適切に承認すること。
- (d) 締約国間の個人情報の移転に関するその他の手段。

- 7. 締約国は、パラグラフ 6 のメカニズムがそれぞれの管轄区域においてどのように適用されているかについて情報を交換し、これらのメカニズム又はその他の適切な取決めを拡張して、締約国間の互換性及び相互運用性を促進する方法を探求する。
- 8. 締約国は、個人データ保護基準及びベストプラクティスへの適合性を検証するのに役立つ、事業者によるデータ保護トラストマークの採用を奨励する。
- 9. 締約国は、データ保護トラストマークの使用に関する情報を交換し、その経験を共有する。
- 10. 締約国は、個人情報を保護しつつ国境を越えた情報移転を促進するための有効な仕組みとして、相手国のデータ保護トラストマークを相互に承認するよう努めるものとする。

■ 第 4.3 条 電子的手段による国境を越えた情報の移転

- 締約国は、特に、電子的手段による国境を越えた情報の移転に関する両締約国の約束のレベルを確認する：
  - １締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認める。
  - ２各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する。
  - ３この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために２の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。
    - (a)恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用され

ないこと。

- (b)目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

■ 第 4.4 条 コンピュータ関連設備の位置

- 締約国は、特にコンピューティング関連設備の設置に関する約束のレベルを確認する：
  - １締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の法令上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。）を課することができることを認める。
  - ２いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。
  - ３この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために２の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。
    - (a)恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないこと。
    - (b)目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないこと。

モジュール 7 デジタルアイデンティティ

■ 第 7.1 条 デジタル ID

- 1. 各締約国は、個人または法人のデジタル ID に関する締約国の協力が地域的かつ国際的な連結性を高めることを認識し、また、デジタル ID に関する各締約国の実施および法的アプローチが異なる可能性があることを認識し、デジタル ID に関する各締約国の制度間の相互運用性を促進するよう努めるものとする。これには、以下が含まれる：
  - (a) デジタル ID の各締約国間の技術的相互運用性または共通基準を促進するための適切な枠組の確立または維持；
  - (b) 各締約国の法的枠組によって与えられるデジタル ID の同等の保護、または、自律的に付与されるか相互の合意によって付与され

るかにかかわらず、デジタル ID の法的および規制的効果の承認；

- (c) より広範な国際的枠組みの確立または維持
- (d) デジタル ID の政策および規制、技術的実施およびセキュリティ基準、ユーザーの採用に関するベスト・プラクティスに関する知識および専門知識の交換

2. より確実を期すため、この条のいかなる規定も、締約国が正当な公共政策目的を達成するために第 1 項と矛盾する措置を採用または維持することを妨げるものではない。

モジュール 8　新たなトレンドとテクノロジー

- 第 8.1 条 金融技術協力
  - 締約国は、締約国における金融技術（FinTech）産業間の協力を促進する。締約国は、フィンテックに関する効果的な協力には企業の関与が必要であることを認識する。このため、締約国は、次のことを行う：
    - (a) FinTech 分野の企業間の協力を促進する；
    - (b) ビジネスまたは金融分野のための FinTech ソリューションの開発を促進する。
    - (c)FinTech における締約国間の起業家精神またはスタートアップ人材の協力を奨励すること。
- 第 8.2 条 人工知能
  - 1. 両締約国は、人工知能 (AI) 技術の使用及び採用がデジタル経済においてますます広まっていることを認識する。
  - 2. 締約国は、信頼され、安全で責任ある AI 技術の利用のための倫理的及びガバナンスの枠組みを発展させることの経済的及び社会的重要性を認識する。デジタル経済の国境を越えた性質に鑑み、両締約国は、さらに、両締約国のそれぞれの法域にわたる AI 技術の採用及び使用を可能な限り促進するために、相互理解を発展させ、最終的にかかる枠組みが国際的に整合されることを確保することの利益を認識する。
  - 3. このため、締約国は、信頼され、安全かつ責任ある AI 技術の利用を支援する倫理的及びガバナンスの枠組み（AI ガバナンスの枠組み）の採用を促進するよう努める。
  - 4. 締約国は、AI ガバナンス・フレームワークの採用にあたり、説明可能性、透明性、公正性及び人間中心の価値観を含む、国際的に認められた原則又はガイドラインを考慮するよう努めるものとする。
- 第 8.3 条 政府調達
  - 1. 締約国は、デジタル経済が政府調達に影響を与えることを認識し、開かれた、公正かつ透明な政府調達市場の重要性を確認する。

- 2. このため、締約国は、調達プロセス及び物品・サービスのデジタル化の進展が、既存及び将来の国際的な政府調達の約束にどのような影響を与えるかを理解することに関し、協力活動を実施する。

■ 第 8.4 条 競争政策に関する協力

- 1. 締約国は、競争法の執行並びにデジタル経済から生じる課題に対処するための競争政策の策定及び実施における経験を共有することにより利益を得ることができることを認識し、以下を含む、相互に合意された技術協力活動を実施することを検討する：
  - (a) デジタル市場における競争政策の発展に関する情報及び経験を交換すること；
  - (b) デジタル市場における競争促進に関するベストプラクティスを共有すること。
  - (c) 締約国がデジタル市場における競争政策の策定及び競争法の執行を強化するために必要な能力を構築することを支援するため、職員の交換を通じた場合を含め、助言又は研修を提供する。
- 2. 締約国は、通知、協議及び情報交換を通じた場合を含め、デジタル市場における競争法執行の問題について、適宜、協力する。
- 3. 締約国は、それぞれの法律、規制及び重要な利益に適合する方法で、かつ、合理的に利用可能な資源の範囲内で協力する。

モジュール 9 イノベーションとデジタル経済

■ 第 9.1 条 定義

- 本モジュールの目的上、オープンデータとは、自由に利用、再利用及び再配布するために必要な技術的及び法的特性を備えて利用可能とされたデジタルデータをいう。この定義は、締約国によって、又は締約国のために保有され、又は処理される情報のみ に関係する。

■ 第 9 条 2：目的

- 締約国は、社会的及び経済的な福祉を達成するための手段として、知識の生産者及び利用者の相互の利益のために、技術革新、創造性並びに技術の移転及び普及が重要であることを確認する。

■ 第 9.3 条：パブリックドメイン

- 1. 締約国は、豊かで利用しやすいパブリックドメインの重要性を認識する。
- 2. 両締約国は、パブリックドメインとなった主題の特定を助ける、登録された知的財産権の一般にアクセス可能なデータベースなどの情報資料の重要性も認める。

■ 第 9.4 条 データイノベーション

- 1. 締約国は、国境を越えたデータの流れ及びデータの共有が、データ主導型のイノベーションを可能にすることを認識する。さらに、両締約国は、個人情報を含むデータ（注）が両締約国のそれぞれの法律及び規制に従って事業者間で共有される規制上のデータサンドボックスの文脈において、イノベーションが強化される可能性があることを認識する。
    - （注）確実のため、これは第 4.2 条（個人情報保護）を妨げるものではない。
- 2. また、両締約国は、信頼されるデータ共有の枠組みやオープンライセンス契約などのデータ共有メカニズムが、データ共有を促進し、デジタル環境におけるデータ利用を促進することで、 以下を実現することを認識する：
    - (a) イノベーションと創造性を促進する；
    - (b) 情報、知識、技術、文化及び芸術の普及を促進する；そして
    - (c) 競争と開かれた効率的な市場を育成する
- 3. 締約国は、データ主導型イノベーションを促進するため、データ共有プロジェクト及びメカニズム、並びにデータサンドボックスを含むデータの新たな利用のための概念実証について協力するよう努めるものとする。
- 第 9.5 条：オープンガバメントデータ

（省略）

モジュール 14 紛争解決（抜粋）

- 第 14A.1 条：モジュール 14（紛争解決）の適用範囲
    - モジュール 14（紛争解決）は、附属書 14-B（調停メカニズム）及び附属書 14-C（仲裁メカニズ附属書 14-C(仲裁メカニズム)を含むモジュール 14(紛争解決)は、以下には適用されないものとする：
        - (a) 第 3.3 条（デジタル製品の非差別的取扱い）；
        - (b) 第 3.4 条（暗号を使用する情報通信技術製品）；
        - (c) 第 4.3 条（電子的方法による国境を越えた情報の移転)。
        - (d) 第 4.4 条（コンピューティング施設の所在地)。

モジュール 15　例外

- 第 15.1 条 一般的例外
    - 1. 本協定の目的のため、1994 年 GATT 第 XX 条およびその解釈上の注釈は、必要な変更を施して本協定に準用され、本協定の一部となる。
    - 2. 両締約国は、1994 年 GATT 第 XX 条(b)にいう措置には、人、動植物の生命又は健康を保護するために必要な環境措置が含まれ、1994 年 GATT 第 XX 条(g)は、生物及び非生物枯渇性天然資源の保全に関する措置に適用さ

れることを理解する。

- 3. 本協定の目的のため、GATS 第十四条（その脚注を含む）は、本協定に組み込まれ、本協定の一部となる。締約国は、GATS 第十四条(b)にいう措置には、人間、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な環境措置が含まれることを理解する。
- 4. この協定の目的のため、当該措置が、同様の条件が存在する締約国間の恣意的若しくは不当な差別の手段となるような方法で適用されないこと又は貿易に対する偽装された制限とならないことを条件として、この協定のいかなる規定も、国の宝物若しくは歴史的若しくは考古学的価値のある特定の場所を保護するために、又は国家的価値を有する創造的芸術（注）を支援するために必要な措置の締約国による採択又は実施を妨げるものと解釈してはならない。
  - （注）「創造的芸術(Creative Arts)」とは、演劇、ダンス、音楽などの舞台芸術、ビジュアル・アーツや工芸、文学、映画、映像、言語芸術、創造的なオンライン・コンテンツ、先住民の伝統的な慣習や現代的な文化表現、デジタル・インタラクティブ・メディア、ハイブリッドな芸術作品（新しいテクノロジーを使って個別の芸術形式を超えたものを含む）などを含む。この用語は、芸術の提示、実行、解釈に関わる活動、およびこれらの芸術形態と活動の研究と技術開発を包含する。

■ 第 15.2 条： 安全保障例外

- この協定のいかなる規定も、次のように解釈してはならない：
  - (a) 締約国に対し、その開示が自国の本質的な安全保障上の利益に反すると判断する情報を提供し、又はその情報へのアクセスを許可することを要求すること
  - (b) 締約国が、国際の平和若しくは安全の維持若しくは回復又は自国の重要な安全保障上の利益の保護に関して自国の義務を履行するために必要と考える措置を適用することを妨げるもの

■ 第 15.3 条 ワイタンギ条約（略）

■ 第 15.4 条 プルデンシャル特例と金融・為替政策特例（略）

■ 第 15.5 条 課税の例外（略）

■ 第 15.6 条 国際収支を保護する措置（略）

附属書 I - 本協定に関する了解事項

■ より確実を期すため、締約国は、以下の条項が本協定に基づく締約国間にいかなる権利または義務も生じさせないことを理解したことを記録する。:

- (a)第 3.3 条：デジタル製品の非差別的取扱い
- (b)第 3.4 条：暗号を使用する情報通信技術製品
- ©第 4.3 条：電子的方法による国境を越えた情報の移転
- (d)第 4.4 条： コンピュータ関連設備の設置